

# 地域情報プラットフォーム標準仕様について

令和2年7月

**総務省 情報流通行政局**  
**地域通信振興課**

## (目次)

1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要
2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況
3. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の活用事例
4. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の拡張
5. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」に関するAPLLIC（(一財)全国地域情報化推進協会）の活動／(参考)
6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」
7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略

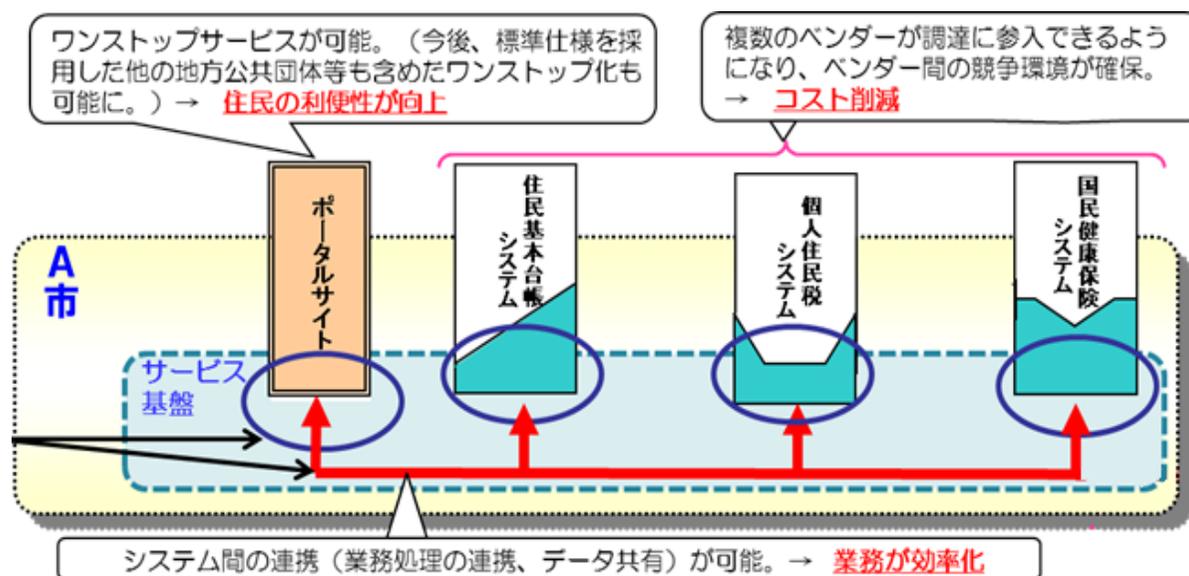
# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要(1)地域情報プラットフォーム標準仕様について

## 地域情報プラットフォーム標準仕様とは

- 自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等26業務の情報システムについて標準化（防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると32業務）。
- 総務省事業として策定し、(一財)全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中。

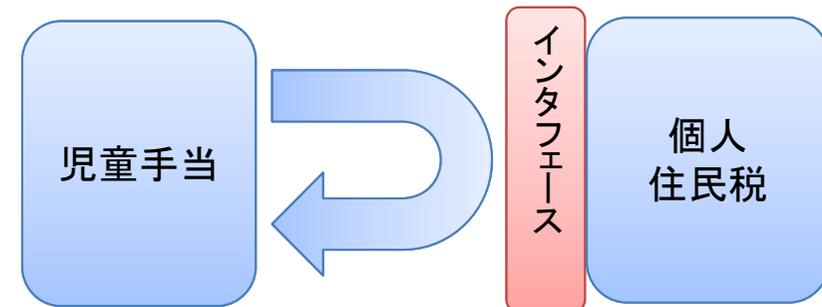
### ＜地域情報プラットフォーム標準仕様の構造及びメリット＞

業務システム間の連携データ項目やデータ連携を実現する技術要素を標準化



### ＜例：児童手当の場合＞

- 「児童手当」の業務では「所得」の情報が必要。
- 必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されることにより、異なるベンダー同士のシステムでも情報のやり取りが可能。



## 地域情報プラットフォーム標準仕様のメリット

- 業務ごとに最適な製品を選定可能とし、コスト削減、業務の利便性向上が可能。
- 業務ごとにベンダーが異なる状況（マルチベンダー）が実現可能（地域情報プラットフォーム標準仕様においては、必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されるため、どのベンダー同士でも情報のやり取りが可能）。

# 地域情報プラットフォーム標準仕様は、何を約束事として決める・・・(?)

例えると・・・ **携帯電話をスマートフォンに買い替えたとします。**  
**まず、何をしますか？**



**電話帳の移行**



**赤外線通信で送信**

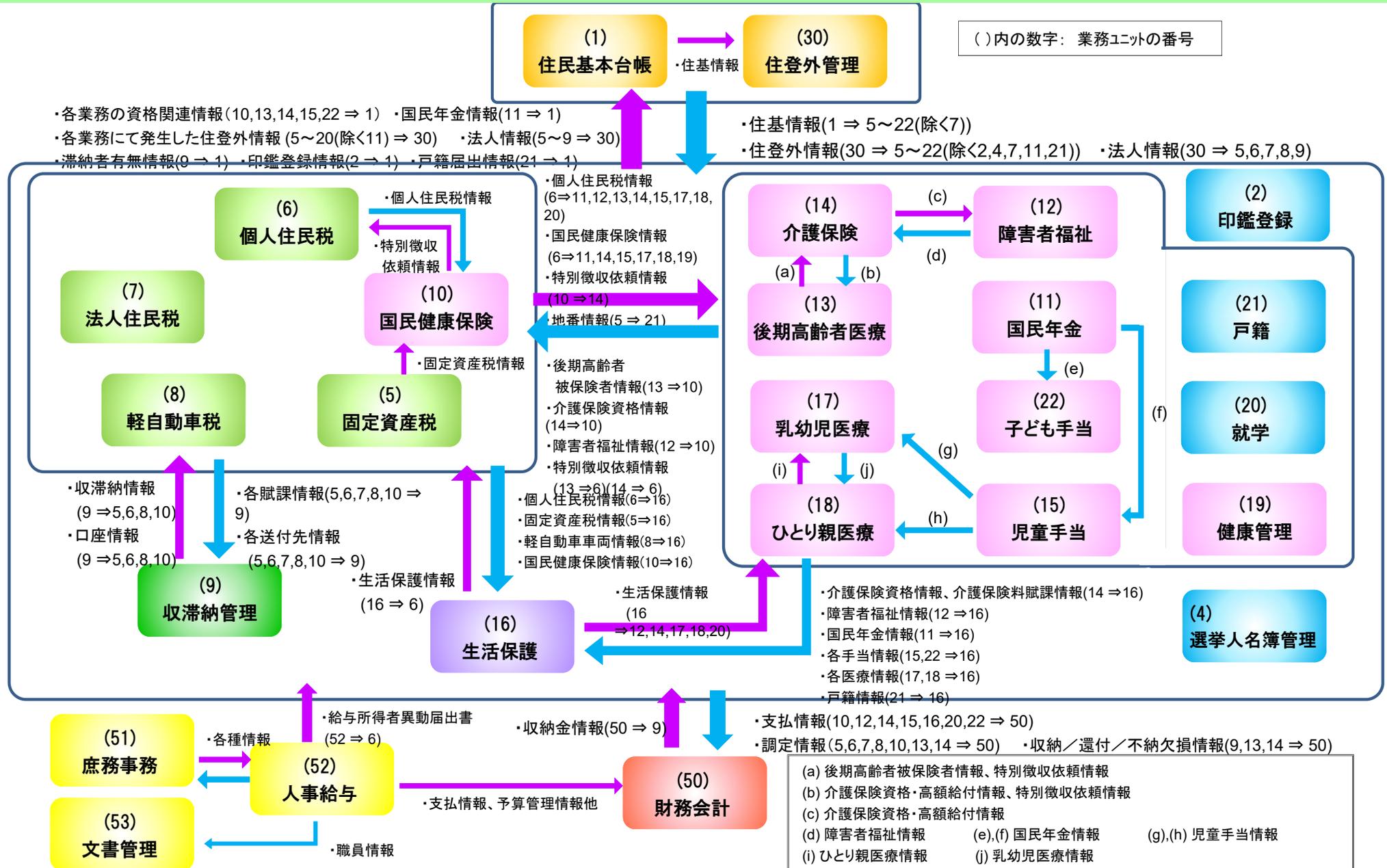
**そのためにする事**

ポイント!

- ① **電話帳の移行** → **データについての「約束事」**  
 ・氏名、電話番号、メールアドレス、住所等移行する**データ項目**を決める
- ② **赤外線通信で送信** → **連携に必要な技術的な「約束事」**  
 ・データ連携するために**通信方法**と**データ形式**を決める

# 自治体の業務データ連携と地域情報プラットフォームの標準仕様

地域情報プラットフォームは、①業務システム間の連携データ項目・連携インタフェースと②それを支える技術的な要素(通信規約等)を標準化



# 地域情報プラットフォーム標準仕様の標準化対象の自治体業務

- ・ワンストップサービス連携の実現や業務ユニットの差し替えが容易
- ・住民の利便性向上や職員の業務効率化など、改善効果が大きいもの
- ・標準化の範囲は、業務ユニット間の**連携データ項目**と**連携インタフェース**
- ・自治体EA事業の分析手法や成果物等を利用

業務ユニット番号	対象業務	業務ユニット番号	対象業務
1	住民基本台帳	16	生活保護
2	印鑑登録	17	乳幼児医療
<del>3</del>	<del>外国人登録</del>	18	ひとり親医療
4	選挙人名簿管理	19	健康管理
5	固定資産税	20	就学
6	個人住民税	21	戸籍
7	法人住民税	<del>22</del>	<del>子ども手当</del>
8	軽自動車税	23	児童扶養手当
9	収滞納管理	30	住登外管理
10	国民健康保険		
11	国民年金	50	財務会計
12	障害者福祉	51	庶務事務
13	後期高齢者医療	52	人事給与
14	介護保険	53	文書管理
15	児童手当		

## ポイント！

実際の調達単位は、  
一つ一つのユニット単位でなくとも  
カテゴリ毎にまとめるなど、  
自治体毎に自由に決めて頂いて  
構いません。

(例)

- ・住基系(1~2のユニット)
- ・保健福祉系(15~18のユニット)

「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5」における対象業務ユニット一覧  
業務ユニット「3 外国人登録」は同標準仕様V2.4にて廃止。  
業務ユニット「22 子ども手当」は同標準仕様V2.5にて廃止。

# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要 (2)地域情報プラットフォーム標準仕様の全体体系

地域情報プラットフォーム  
準拠の業務アプリケーション  
の連携インターフェース仕様を  
規定するもの

- ・機能一覧
- ・DFD
- ・インターフェース仕様
- ・データ一覧
- ・項目セット辞書 他

地域情報プラットフォームの  
アーキテクチャ(技術)全体を  
規定するもの

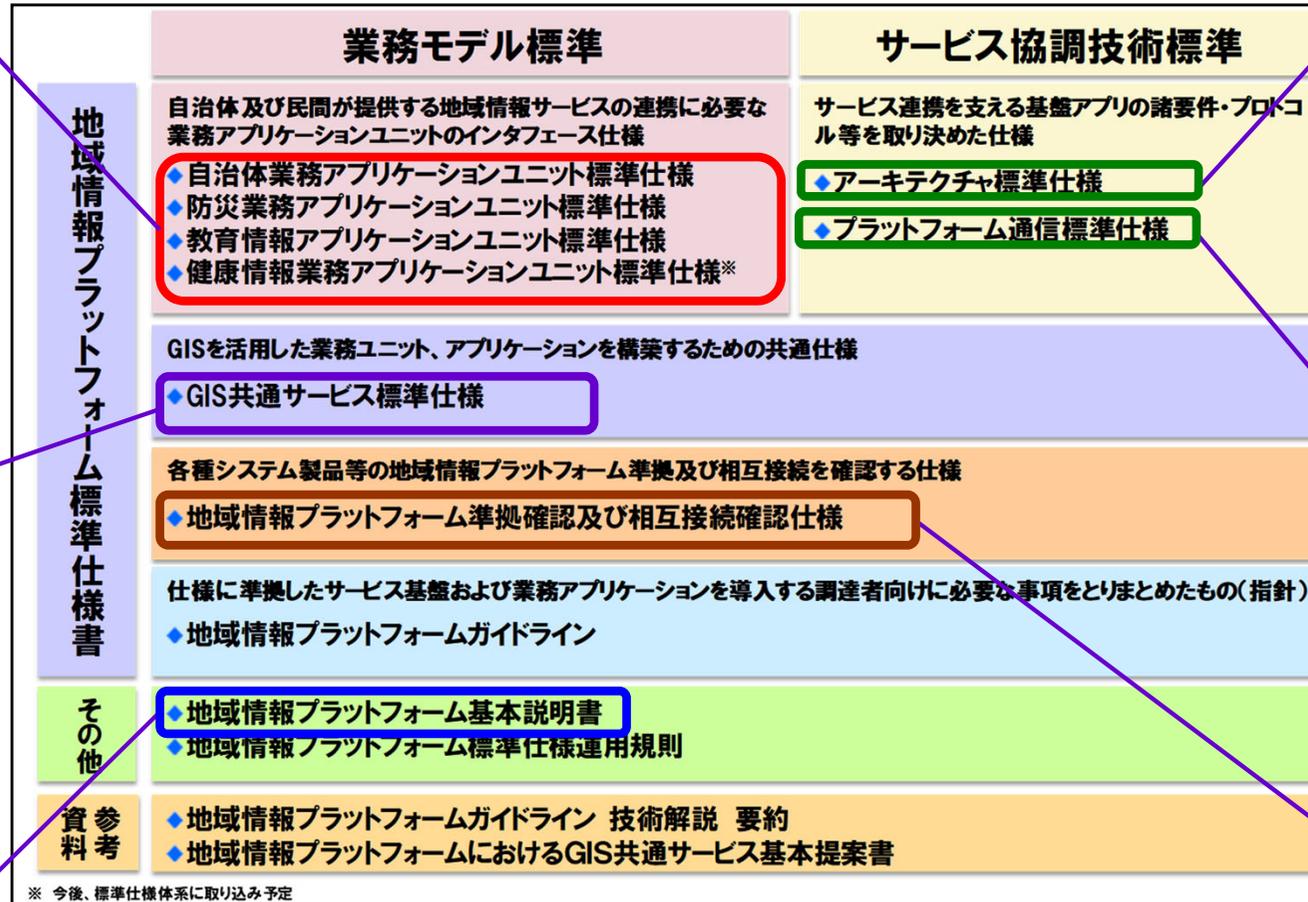
- ・基本要件
- ・サービス基盤
- ・統合DB機能 他

地域情報プラットフォームの  
通信手順・方式について規定  
するもの

- ・通信プロトコル
- ・通信セキュリティ
- ・メッセージ定義仕様 他

地域情報プラットフォーム準  
拠の考え方(検証基準等)や  
相互接続性の考え方(前提  
条件や範囲)について規定  
するもの

- ・準拠性の考え方と確認方法
- ・相互接続性の考え方と  
テストモデル 他



地域情報プラットフォーム標準仕様の体系

地域情報プラットフォーム標準  
仕様のGISユニットの考え方、  
および同ユニットが提供する  
GIS共通サービスインターフェース  
を規定するもの

地域情報プラットフォーム準  
拠のサービス基盤や業務ユ  
ニットの開発・調達のガイド  
ライン

- ・基盤／業務ユニットの調達
- ・技術解説
- ・ワンストップサービスの導入

# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要 (3) 「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」のドキュメント体系①

「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」は、地域情報プラットフォームの内、住民基本台帳、個人住民税等の26の基幹系業務について、業務システム間の連携を標準化したもの。

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様  
 <3.選挙人名簿管理>

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様  
 <2.印鑑登録>

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様  
 <1.住民基本台帳>

- (1)機能一覧
- (2)機能構成図(DMM)
- (3)機能情報関連図(DFD)
- (4)インタフェース仕様
- (5)データ一覧
- (6)インタフェース一覧
- (7)XMLスキーマ
- (8)WSDL定義
- (9)項目セット辞書
- (10)コード辞書

- (1)機能一覧  
各業務ユニットに含まれる機能を定義し、その機能の内容を説明したもの
- (2)機能構成図(DMM)  
機能一覧で定義された業務ユニット内の構成を階層的に表したもの
- (3)機能情報関連図(DFD)  
業務ユニット間のデータ相関関係およびデータの連携を表すもの
- (4)インタフェース仕様  
業務ユニット間で連携するデータ項目と入出力を表したもの
- (5)データ一覧  
各業務ユニットが所管するデータの中で、他業務ユニットとSOAPのサービス呼出しによるデータ連携で提供する情報を、集約し明確化したもの
- (6)インタフェース一覧  
各業務ユニットが提供側の業務ユニットとして、SOAPのサービス呼出しにより、情報を提供するためのインタフェースを定義したもの
- (7)XMLスキーマ  
データ一覧を基に業務ユニットごとにXML形式に変換したもの
- (8)WSDL定義  
インタフェース一覧を基にWSDLに変換したもの
- (9)項目セット辞書  
インタフェース仕様等で共通的に利用されるデータ項目の集合体を標準化し、定義したもの
- (10)コード辞書  
コード化されるデータ項目に対するコード値およびコード値に対応する内容を定義したもの

# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要

(3) 「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」のドキュメント体系②

## (1) 機能一覧

印鑑登録ユニットの例

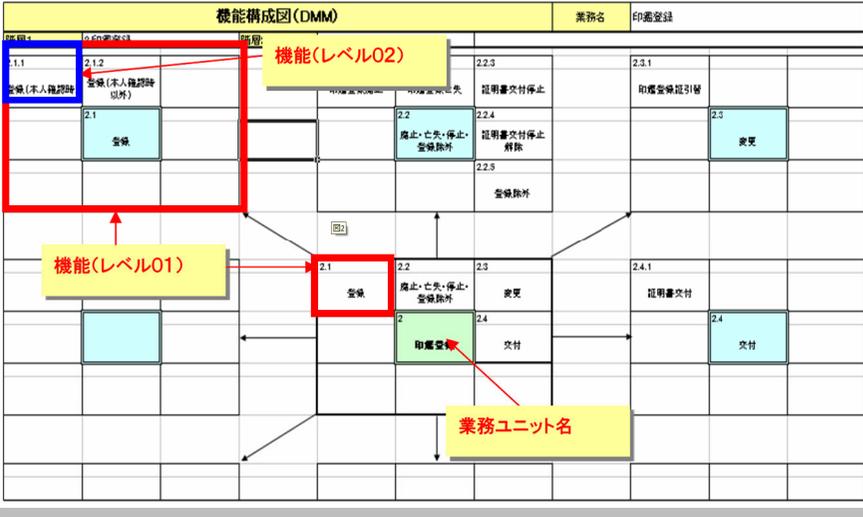
機能一覧		業務ユニット名
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能の内容
2.1 登録	2.1.1 登録(本人確認時)	申請に基づき、本人確認ができる場合の印鑑登録処理を行う。
	2.1.2 登録(本人確認時以外)	申請に基づき、本人確認ができない場合の印鑑登録処理を行う。
2.2 廃止・亡失・停止・登録除外	2.2.1 印鑑登録廃止	申請に基づき、印鑑登録廃止の廃止処理を行う。
	2.2.2 廃止・亡失・停止・登録除外	申請に基づき、印鑑登録廃止の廃止処理を行う。
	2.2.3 証明書の交付停止	届出または職権により、印鑑登録証明書の交付停止処理を行う。
	2.2.4 証明書交付停止解除	申請に基づき、印鑑登録証明書の交付停止解除処理を行う。
	2.2.5 登録除外	職権により、印鑑登録の除外管理を行う。
2.3 変更	2.3.1 印鑑登録証引替	印鑑登録証の再交付申請に基づき、印鑑登録証の引替処理を行う。

(1)を階層的に表したもの

(1)についてユニット間のデータ関係・相関関係を表したもの

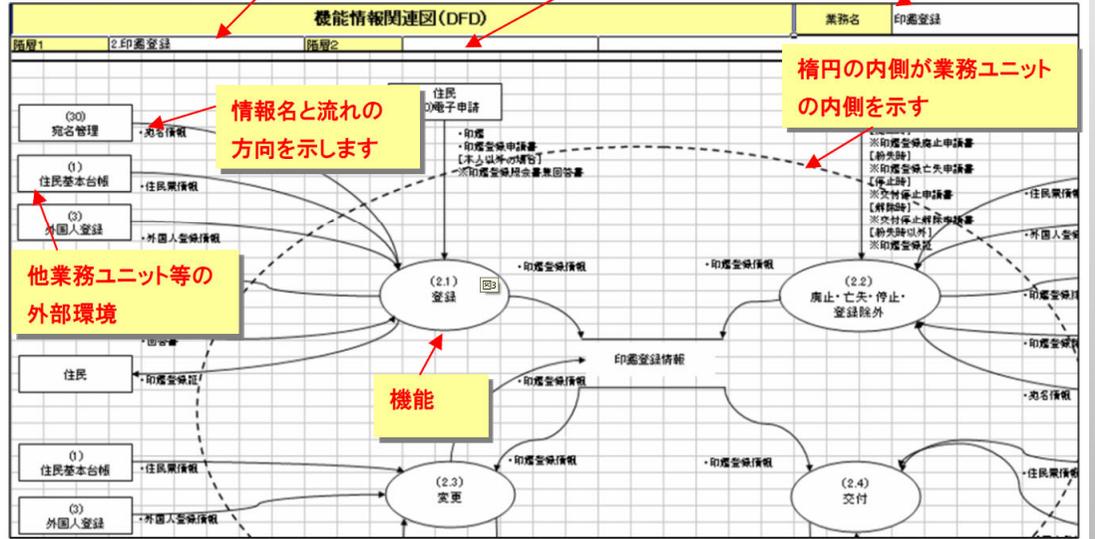
## (2) 機能構成図(DMM)

印鑑登録ユニットの例



## (3) 機能情報関連図(DFD)

印鑑登録ユニットの例



# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要 (3) 「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」のドキュメント体系③

## (4) インタフェース仕様

業務ユニット間で連携するデータ項目と入出力を表したもの。

印鑑登録ユニットの例

業務ユニット番号：2

NO	情報名	コード		データ型	桁数	項目説明	他業務ユニット等の外部環境												
		CD	コード名				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
40	外国人登録情報						住民基本台帳	印鑑登録	外国人登録	選挙人名簿	固定資産税	個人住民税	法人住民税	軽自動車税	収済納管理	国民健康保険	国民年金	障害者福祉	
41	識別番号			X	15	日本の国籍を有しない者に、一つの自治体内で一意に振られる個人を特定する番号。上記個人が、日本国内で世帯を同じくする家族の情報（家族事項）を特定する番号													
42	外国人世帯番号			X	15	外国人登録システムで管理している個人が住民基本台帳・外国人登録・住居外・共有者・法人のうちどの区分に属するのかを運用時に適宜設定													
43	住民種別			X	1	外国人登録システムで管理している個人が住民基本台帳・外国人登録・住居外・共有者・法人のうちどの区分に属するのかを運用時に適宜設定													
44	外国人登録番号			X	15	上記識別番号を付与された個人が外国人登録した際に付与された番号で、登録原簿を特定するためにそれに付与される番号													
45	登録の年月日					上記個人が新規に外国人登録された（外国人登録番号が付与された）日													
46	氏名					上記外国人登録された個人の氏名情報													
47	本名					上記外国人登録された個人を特定するために、その個人の所属国の身分登録簿に登録されている法律上の名前でありミドルネーム等も含む													
48	通称名					上記外国人登録された個人の通称名を示す													
49	生年月日					上記外国人登録された個人の出生年月日													
50	性別			X	1	上記外国人登録された個人の男女の別													
51	国籍			X	3	上記外国人登録された個人が国籍を保有する国名													
52	在留の資格			X	3	外国人が日本に在留できる資格のうち、当該個人が保有する資格情報													
53	在留期間					外国人登録された当該個人が保有する在留資格に適合した活動を日本国内で行なうことができる期間													
54	在留開始年月日					在留期間の開始年月日情報を記載													
55	在留終了年月日					在留期間の終了年月日情報を記載													
56	居住地					外国人登録された当該個人に関する外国人登録法に基づく日本国内での住所や居所の情報であり、一時的な滞在情報も登録される場合もある													
57	世帯主の氏名					外国人登録された当該個人が居住と生計をともにする生活上の集居で、その集居の構成員の中の主要者の氏名情報													
58	世帯主との続柄					外国人登録された当該個人と上記世帯主の身分上の関係情報。世帯主との関係は「同居」として記載する													
59	印鑑登録申請書																		
60	申請年月日																		
61	印影			X	5000														

図4

項番  
黒はデータ項目が業務  
ユニットとデータのやり  
取りが無いことを表す

データ項目の  
データ型

データ項目の  
項目説明

データ項目の名称  
インデント(字下げ位置  
により集合レベルを表  
す

コード化されるデ  
ータ項目の場合、  
コード名が入る

コード化されるデ  
ータ項目の場合、  
「O」が入る

データ項目の  
桁数

他業務ユニット等  
の外部環境

/Oを表す  
I:入力  
O:出力

# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要

(3)「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」のドキュメント体系④

## (5) データ一覧

各業務ユニットが所管するデータの中で、他業務ユニットとのデータ連携で提供する情報を、集約し明確化したもの。

住登外管理ユニットの例

連携時のキーとなる項目は○  
複数項目をあわせてキーとなる項目は●

繰り返し項目は最小と最大の出現回数を表示  
最小回数が0の場合項目の省略可能

外字を使用する項目は○

データ一覧		業務ユニット名：住登外管理													
NO	情報名	キー	データ型	桁数	コード CD	出現回数 最小 最大	外字 使用	項目説明							
1	住登外情報					1	1								
2	識別番号	○	K	15		1	1								人を統一的に管理する番号
3	住民種別		X	1	○	住民種別	1	1							人の種別（住民・外国人・住登外・法人等）を表す区分
4	住民状態		X	1	○	住民状態	1	1							人の状態（住民・転出・死亡・消除等）を表す区分
5	氏名		氏名情報			1	1	○							住登外者等の氏名
6	性別		X	1	○	性別	1	1							住登外者等の性別
7	生年月日		生年月日情報			1	1								住登外者等の生年月日
8	続柄		続柄情報			1	1								住登外者等の世帯主との続柄
9	住所		住所情報			1	1	○							住登外者の現住所
10	最初登録業務ユニット		X	2	○	業務ユニット	1	1							当該データを最初に登録した業務ユニットの番号
11	利用業務ユニット		X	30		1	1								当該データを利用している業務ユニットを表す項目（業務ユニットの種別順に1をたてる）
12	異動年月日		日付時間情報			1	1								当該データを登録・更新した際の日付時間
13	独自領域		X	50		1	1								自治体で独自に管理する情報の領域
14	法人情報					1	1								
15	識別番号	○	X	15		1	1								人を統一的に管理する番号
16	住民種別		X	1	○	住民種別	1	1							人の種別（住民・外国人・住登外・法人等）を表す区分
17	本店支店区分		X	1	○	本店支店区分	1	1							本店・支店の区分を表す区分
18	名称		法人名情報			1	1	○							法人の名称

(5)をXML形式に変換したもの

## (7) XMLスキーマ

住民基本台帳の例

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<xsd:schema
  targetNamespace="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:schema:2017-01"
  xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"
  xmlns:tns="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:schema:2017-01"
  elementFormDefault="qualified"
  attributeFormDefault="unqualified">
  <xsd:annotation>
    <xsd:documentation>
      本文書は「住民基本台帳ユニット」に関するXMLスキーマである。
      管理主体：APPLIC
      著作権：APPLIC
      ファイル名：lgxml01-2017-01.xsd
      PF仕様：自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V3.2
      作成日：2017/03/31
    </xsd:documentation>
  </xsd:annotation>
  <xsd:include schemaLocation="lgxml00-2017-01.xsd"/>
</xsd:schema>
```

## (6) インタフェース一覧

各業務ユニットが提供側の業務ユニットとして、情報を提供するためのインタフェースを定義したもの。入力・出力を定義したインタフェース一覧と、その中のメッセージ名から関連づけられたメッセージ定義から構成。

住登外管理ユニットの例

メッセージ定義と関連づけられるメッセージ名

WSDLと関連づけられるWSDL定義名

インタフェース一覧		業務ユニット名：住登外管理		
インタフェース番号	入出力	メッセージ定義	WSDL定義	
30-1	入力 識別番号	識別番号メッセージ	lgxml30s-2010-01.xsd lgxml30s-2010-01.wsdl	
	出力 住登外情報	住登外情報メッセージ		
30-2	入力 識別番号	識別番号メッセージ	lgxml30s-2010-01.xsd lgxml30s-2010-01.wsdl	
	出力 法人情報	法人情報メッセージ		
	入力			
	出力			

メッセージ定義		メッセージ定義名：法人情報メッセージ													
NO	データ項目名	データ型	桁数	コード CD	出現回数 最小 最大	外字 使用	項目説明								
1	法人情報					1	1								
2	識別番号	X	15		1	1									人を統一的に管理する番号
3	住民種別	X	1	○	住民種別	1	1								人の種別（住民・外国人・住登外・法人等）を表す区分
4	本店支店区分	X	1	○	本店支店区分	1	1								本店・支店の区分を表す区分

(6)をWSDL形式に変換したもの

## (8) WSDL定義

住民基本台帳の例

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<definitions
  targetNamespace="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:wSDL:2017-01"
  xmlns:boss1-xsd="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:schema:2017-01"
  xmlns:boss1-wsdl="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:wSDL:2017-01"
  xmlns:xsd="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"
  xmlns="http://schemas.xmlsoap.org/wsdl/"
  xmlns:wSDLsoap="http://schemas.xmlsoap.org/wsdl/soap/">
  <documentation>
    本文書は「住民基本台帳ユニット」に関するWSDL定義である。
    管理主体：APPLIC
    著作権：APPLIC
    ファイル名：lgxml01s-2017-01.wsdl
    PF仕様：自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V3.2
    作成日：2017/03/31
  </documentation>
  <types>
    <xsd:schema
      targetNamespace="urn:applic:xmlns:pf:lgxml:schema:2017-01"
      elementFormDefault="qualified">
    </xsd:schema>
  </types>
</definitions>
```

# 1. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要 (3) 「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」のドキュメント体系⑤

## (9) 項目セット辞書

項目セット辞書										版	作成日
※複数の項目を組合せた項目セット辞書											
項番	項目セット名	項目名	CD	データ型	桁数	出現回数		外字使用	項目の説明		
						最小	最大				
1	日付情報	年		X	4	1	1		西暦年		
		月		X	2	1	1		右詰め残り前「0」		
		日		X	2	1	1		右詰め残り前「0」		
2	氏名情報	氏名		N	100	1	1	○	姓と名の間に全角の空白を一文字入れる。		
		フリガナ		N	100	1	1		姓と名の間に全角の空白を一文字入れる。		
3	住所情報	住所コード	○	X	30	1	1		LASDEC全国町字コード等の利用を想定。住所のコード化が必要な範囲に応じて自治体で個別に設定する。		
		住所		N	100	1	1				
		方書		N	150	1	1	○			
		郵便番号		X	10	1	1				

データ項目のデータ型

データ項目の桁数

データ項目の出現回数

(4)～(6)のドキュメントが参照するもの

## (10) コード辞書

コード辞書						版	作成日
項番	項目名	データ型	桁数	コード/値	コード値の内容		
1	有無コード	X	1	0	無		
				1	有		
2	年号	X	2	01	明治		
				02	大正		
				03	昭和		
				04	平成		
				99	その他		
3	性別	X	1	1	男		
				2	女		
				3	不明(未記入)		
4	住民種別	X	1	1	住民記録		
				2	外国人		
				3	住在外個人		
				4	法人		
				5	共有者		

コードのデータ型

コードの桁数

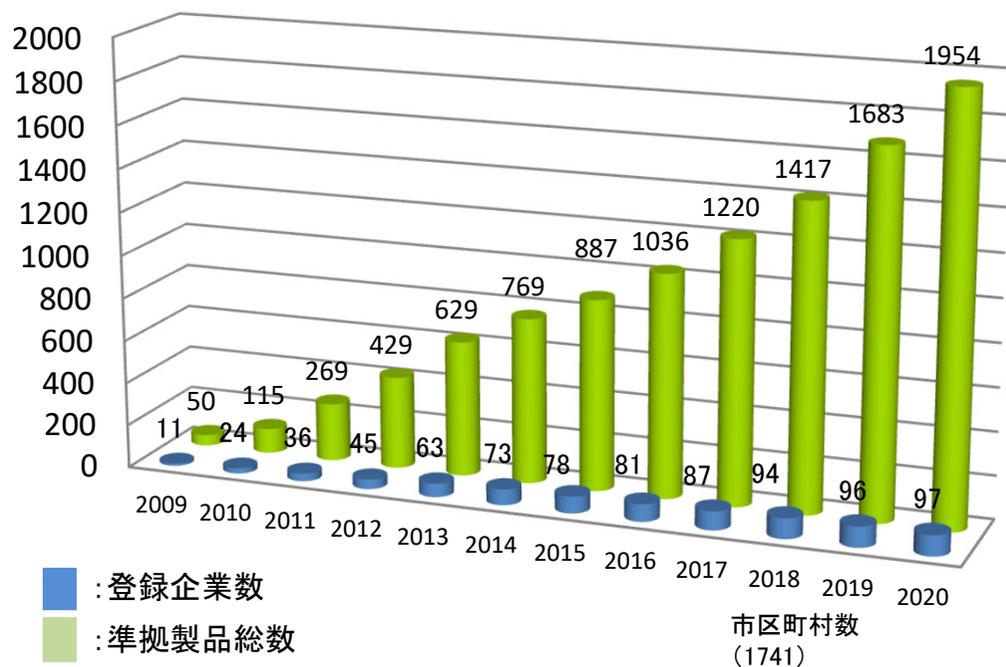
コード値に対応する内容

## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況 (1) 地域情報プラットフォーム標準仕様の普及状況

- 地域情報プラットフォーム標準仕様を採用した製品は増加傾向。
- 自治体への普及状況については、住民基本台帳や税関係の分野は普及が進んでいる一方、福祉分野など十分に普及していない分野もあることから、今後一層の普及が必要。

### <地域情報プラットフォーム準拠製品数及び登録企業数>

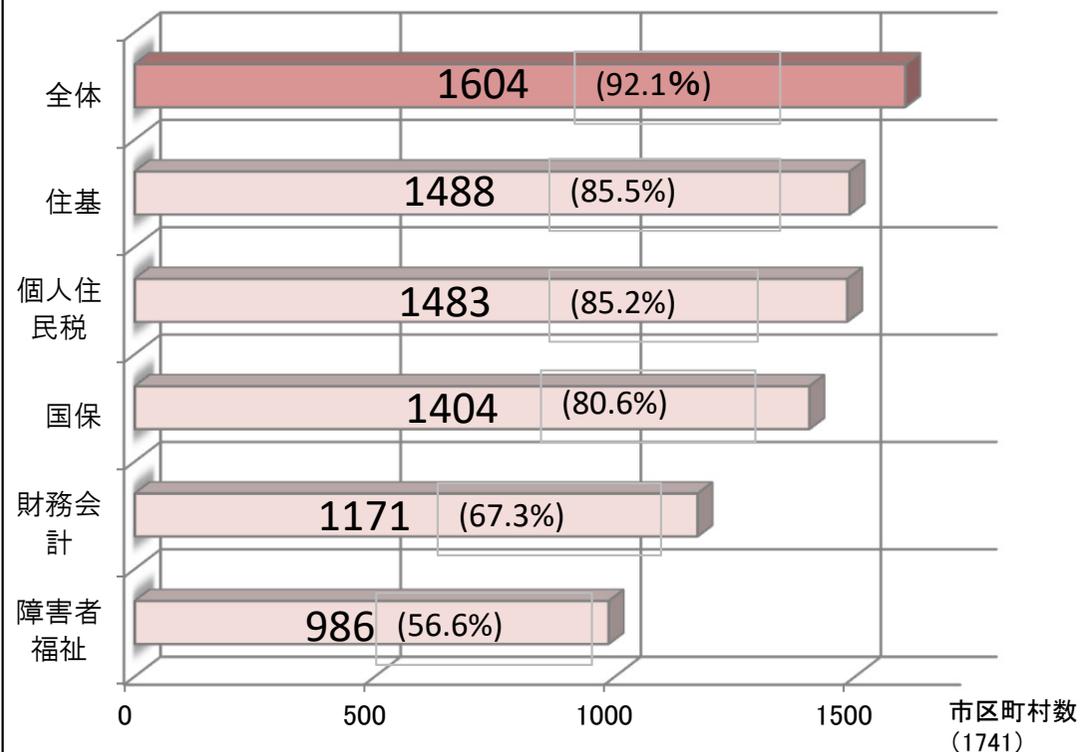
- (一財) APPLICにおいては、標準仕様を採用した製品を準拠製品として登録する制度を運営。
- 準拠登録製品は増加傾向にあり、2019年度末(2020.4.1現在)で1,954製品。



※2009～2020年：各年4月1日時点

### <地域情報プラットフォーム準拠製品の導入自治体数>

- 90%を超える自治体において準拠製品が導入されている。
- 特に、住民基本台帳、税関係等の分野において導入率が高い。

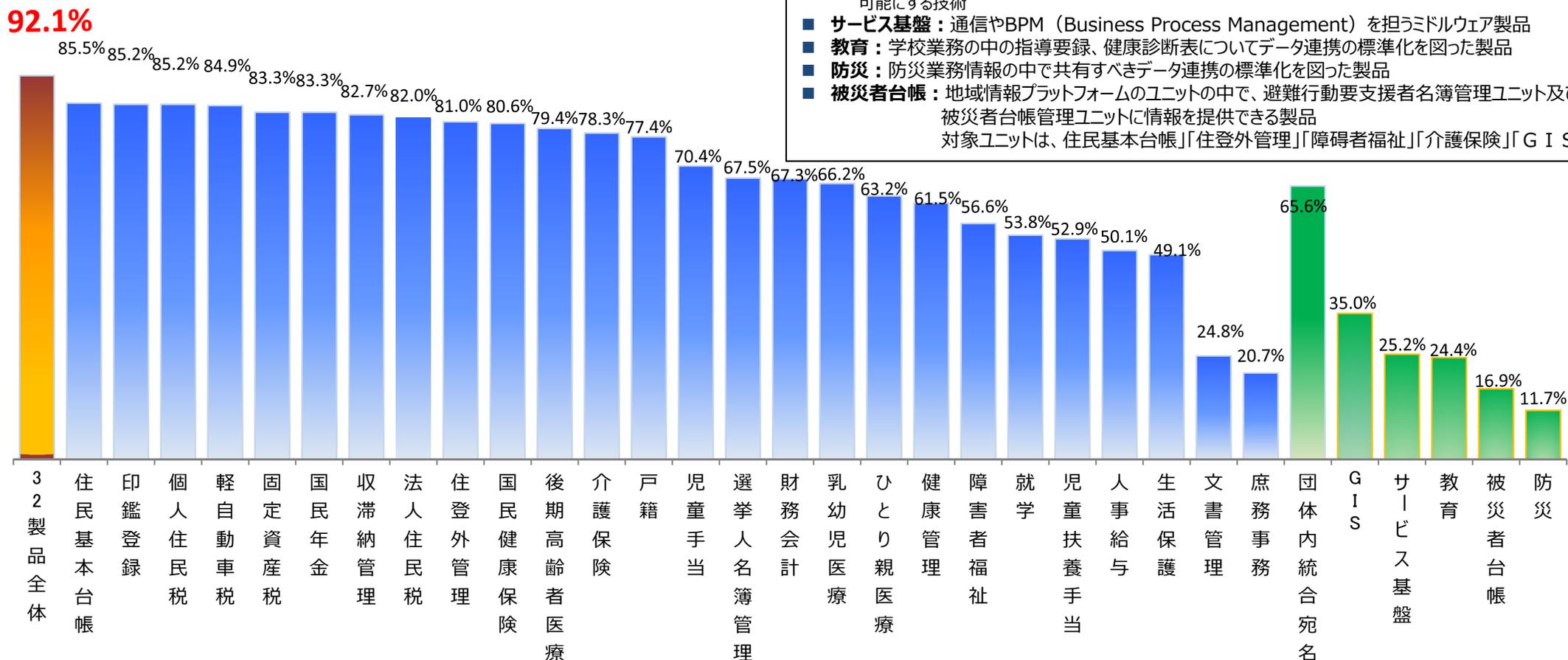


※ 地方自治情報管理概要 [ R2.3.30公表(H31.4.1現在) ] に基づいて作成

## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況 (2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の普及状況(32システム)

- 地方公共団体（1741市区町村）における準拠製品の導入状況は、全体で**92.1%**\*。(89.7%(H30.4.1現在))
- 地方公共団体においては、**普及が遅れている分野があること**、**地域情報プラットフォームの意義（円滑な情報連携が可能）が認識されていない可能性があること**等から、今後一層の普及に向けた周知等が必要と認識。

※地方自治情報管理概要（R2.3.30公表(H31.4.1現在)）より。「各システムにおける地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況」について、各システムにおいて、**平成30年度までに導入済み、令和元年度までに導入予定、令和2年度までに導入予定と回答した自治体（市区町村）をカウント**。小数点以下四捨五入。



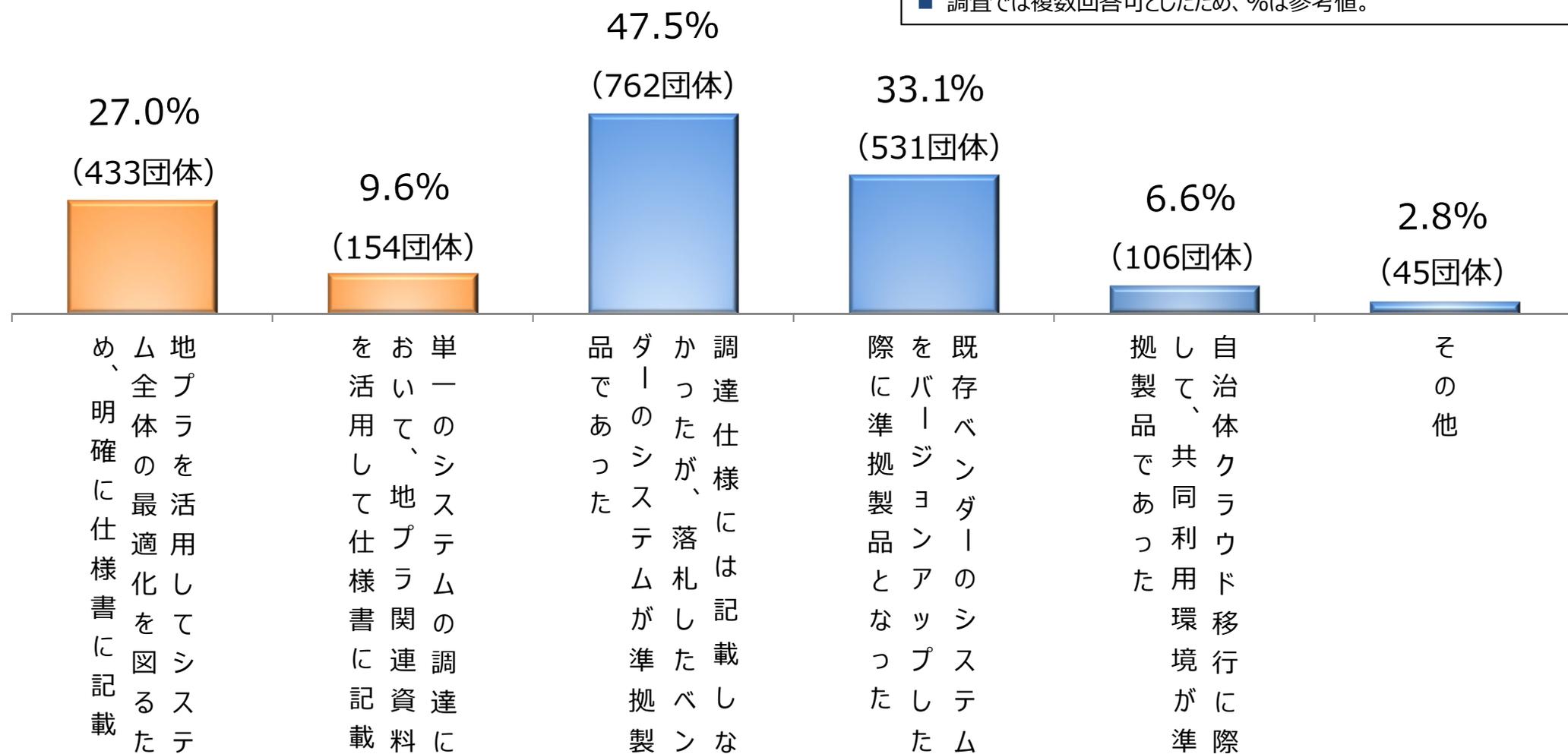
- **団体内統合宛名**：「住民基本台帳」及び「住登外」と、中間サーバー間の情報連携や、他の業務システムとの情報連携を行うための製品
- **GIS\***：自治体業務において、地図情報を活用可能と設定している製品  
※Geographic Information System（地理情報システム）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術
- **サービス基盤**：通信やBPM（Business Process Management）を担うミドルウェア製品
- **教育**：学校業務の中の指導要録、健康診断表についてデータ連携の標準化を図った製品
- **防災**：防災業務情報の中で共有すべきデータ連携の標準化を図った製品
- **被災者台帳**：地域情報プラットフォームのユニットの中で、避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットに情報を提供できる製品  
対象ユニットは、住民基本台帳「住登外管理」「障害者福祉」「介護保険」「GIS」等

## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況 (3) 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入経緯

- 地方公共団体（市区町村）における準拠製品の導入の経緯（※）については、**調達時の仕様書に記載したという団体はまだ少ない**状況。

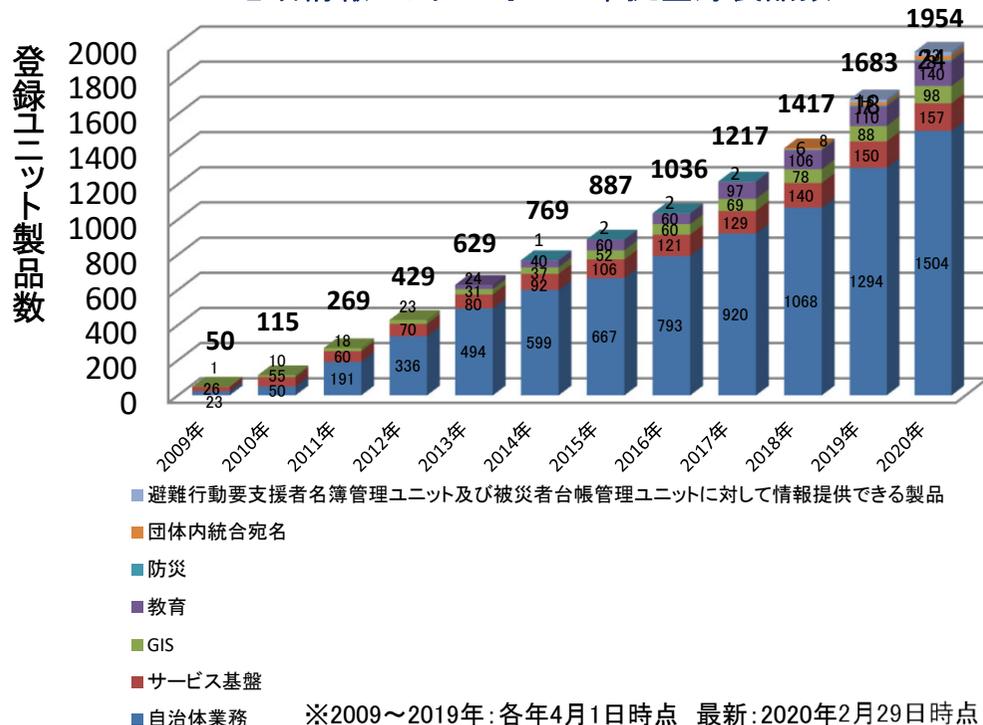
※地方自治情報管理概要（R2.3.30公表(H31.4.1現在)）

- 32システム中、1システムでも地域情報プラットフォーム準拠製品を導入している（導入予定も含む）自治体は**1604**／1741市区町村。
- 調査では複数回答可としたため、%は参考値。



## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況(4)地域情報プラットフォーム標準仕様準拠登録製品 登録状況(H31年4月1日時点)

地域情報プラットフォーム準拠登録製品数



項番	業務ユニット	製品数
1	住民基本台帳	109
2	印鑑登録	101
3	選挙人名簿管理	28
4	固定資産税	91
5	個人住民税	93
6	法人住民税	91
7	軽自動車税	95
8	収滞納管理	98
9	国民健康保険	75
10	国民年金	92
11	障害者福祉	33
12	後期高齢者医療	43
13	介護保険	43
14	児童手当	42
15	生活保護	22
16	乳幼児医療	58
17	ひとり親医療	58
18	健康管理	30
19	就学	37
20	戸籍	15
21	児童扶養手当	27
22	住登外管理	83
23	財務会計	63
24	庶務事務	17
25	人事給与	18
26	文書管理	20
	その他(外国人登録、子ども手当)	22
	<b>合計</b>	<b>1,504</b>

### ◆ 準拠登録状況(令和2年2月29日現在)

準拠ユニット製品総数		1,954
内訳	自治体業務アプリケーションユニット	<b>1,504</b>
	サービス基盤	157
	GISユニット	98
	教育情報アプリケーションユニット	140
	防災業務アプリケーションユニット	8
	団体内統合宛名	24
	避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットに対して情報提供できる製品	23

「自治体業務アプリケーションユニット」の内訳

### ◆ 登録企業数 97社

※ 「業務ユニット」および「業務アプリケーションユニット」とは、現在、自治体業務の区分けとして全国的に普及している業務単位のアプリケーションであり、自治体での調達の最小単位を可能とするものを示している。

## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況 (5)地域情報プラットフォーム準拠登録製品 登録企業(H31年4月1日時点)

### ◆ 準拠登録数

登録企業数	97社 (累計 97社)	
準拠ユニット製品総数	累計 1, 954 ユニット製品	
<内訳>	自治体業務アプリケーションユニット	1, 504 ユニット製品
	サービス基盤	157 ユニット製品
	G I S ユニット	98 ユニット製品
	教育情報アプリケーションユニット	140 ユニット製品
	防災業務アプリケーションユニット	8 ユニット製品
	団体内統合宛名機能を実装した製品ユニット	24 ユニット製品
	避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットに対して情報提供できる製品	23 ユニット製品

### ◆ 準拠登録企業名 ※50音順 最新の情報は、<https://www.applc.or.jp/iigyo/iigyo-2/ata/entry>を参照ください。

株式会社アイティフォー	株式会社ケーケーシー情報システム	日本アイ・ビー・エム株式会社
株式会社RKKコンピューターサービス	国際航業株式会社	日本オラクル株式会社
株式会社アイシーエス	株式会社サイバーリンクス	日本コンピューター株式会社
株式会社IIC	株式会社サンネット	日本スーパーマップ株式会社
株式会社アイネス	株式会社シーイーシー	日本電気株式会社
株式会社秋田情報センター	Gcomホールディングス株式会社	日本電子計算株式会社
朝日航洋株式会社	株式会社ジーシーシー	日本マイクロソフト株式会社
アジア航測株式会社	株式会社JSOL	日本ユニシス株式会社
アトラス情報サービス株式会社	四国情報管理センター株式会社	株式会社野村総合研究所
アルプ株式会社	株式会社システム・エージ	株式会社パスコ
株式会社茨城計算センター	株式会社システムディ	株式会社BSNアイネット
株式会社インテック	株式会社システムリサーチ	株式会社BCC
インフォテリア株式会社	株式会社シナジー	ピースミール・テクノロジー株式会社
株式会社インフォマティクス	ジャパンシステム株式会社	東日本電信電話株式会社
ウィンバード株式会社	株式会社情報システムヘルパー	株式会社日立公共システム
株式会社内田洋行	株式会社シンク	株式会社日立システムズ
株式会社エイチ・アイ・ディ	Sky株式会社	株式会社日立製作所
株式会社 HDC	スズキ教育ソフト株式会社	株式会社日立ソリューションズ
株式会社SBS情報システム	株式会社セールスフォース・ドットコム	株式会社フォー・ズィー・コーポレーション
ESRIジャパン株式会社	セントラル・スペーシャル・テクノロジー株式会社	株式会社フォラックス教育
株式会社EDUCOM	ティーエスケイ情報システム株式会社	富士ゼロックスシステムサービス株式会社
株式会社エフワン	地方公共団体情報システム機構	富士通株式会社
NTTコミュニケーションズ株式会社	株式会社TKC	富士電機株式会社
株式会社NTTデータ	テクノコーポレーション株式会社	株式会社フリーソフトネット
株式会社NTTデータアイ	株式会社電算	株式会社文溪堂
株式会社NTTデータ四国	株式会社ディー・エス・ケイ	株式会社松阪電子計算センター
株式会社NTTデータ東海	東京書籍株式会社	株式会社ムサシ
株式会社 愛媛電算	東芝ソリューション株式会社	株式会社山梨ニューメディアセンター
株式会社オーイーシー	凸版印刷株式会社	リコージャパン株式会社
北日本コンピューターサービス株式会社	株式会社ドーン	株式会社両備システムズ
行政システム株式会社	株式会社ナカノアイシステム	株式会社両毛システムズ
株式会社熊本計算センター	西宮市	株式会社ワイイーシーソリューションズ
	株式会社日情システムソリューションズ	

## 2. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況 (6) 地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進に向けた取組

### 地域情報プラットフォーム標準仕様に関する取組

#### ■ 標準仕様の定期的な更新

- 法改正や番号制度など新たな制度等に対応することとして、毎年度、標準仕様の見直しを実施。

#### ■ 地域情報プラットフォーム標準仕様の普及促進

- 準拠製品同士のデータ連携を確認する相互接続テストを実施。  
※ 申請による登録（青マーク）のほか、同イベントにおける相互接続成功製品にはオレンジマークを付与してカタログ化。
- 専門家の派遣、各種セミナー等における説明会等、自治体向けの支援を実施。



<準拠登録済製品>



<相互接続確認製品>

### 「官民データ活用推進基本法」において地域情報プラットフォーム標準仕様が果たす役割

- データを活用した、安全・安心・快適に暮らすことができる社会の実現等を目的に、「官民データ活用推進基本法」が成立（H28.12.14公布・施行）。

#### 【官民データ活用推進基本法】 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（第15条第1項）

国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

- 地域情報プラットフォームにおける自治体保有データの標準化により、自治体の各業務システムにどのようなデータがあるか等が容易に把握可能となっている。これにより、自治体内部、自治体間、官民でのデータ連携に当たって、効率的な検討・実施が可能。

地域情報プラットフォームの一層の普及・促進に取り組むことが必要

# 3. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の活用事例 (1) 福岡県粕屋町及び北九州市

## (ご参考) 地域情報プラットフォームの事例

### 事例1: 福岡県粕屋町

縦割りの壁をシステム再構築を機に突破  
**PUSH型窓口サービス**を実現  
**「インテリジェント型総合窓口」**開設までの取り組み

#### サービス改革・BPR・組織改革

サービス改革: 住民目線でワンストップサービスを実現

BPR: システム再構築を機に業務プロセスを全庁的に見直す

組織改革: 住民視点・自治体経営の視点で組織を再編

ICTが職員を支援しサービスの質を向上

住民満足度の向上

職員の負荷軽減・業務の効率化

### 住民目線の行政サービス(インテリジェント型窓口)



#### PUSH型サービス

- 必要な手続き、受けることができるサービスをご案内
- 個人および世帯の属性により、受けられる可能性のあるサービスのピックアップをシステムが支援し、職員の能力に依存しない均質なサービスを提供

#### ワンストップサービス

- 一つの窓口で複数の手続きを処理対象とする手続き
- ①住民記録・印章登録・戸籍・外国人登録
- ②総合証明書交付
- ③年金・手当て・国保資格・公費医療・長寿医療・ゴミ・学納簿・水道…完結を目指す

#### 住民を優しく迎えるサービスフロア

- 住民に優しい窓口、信頼できる窓口、フライシャー配座、わかりやすいサイン
- 繁忙期にも柔軟な対応が可能なフラット&7レキシブルな窓口レイアウト

平成22年7月稼働

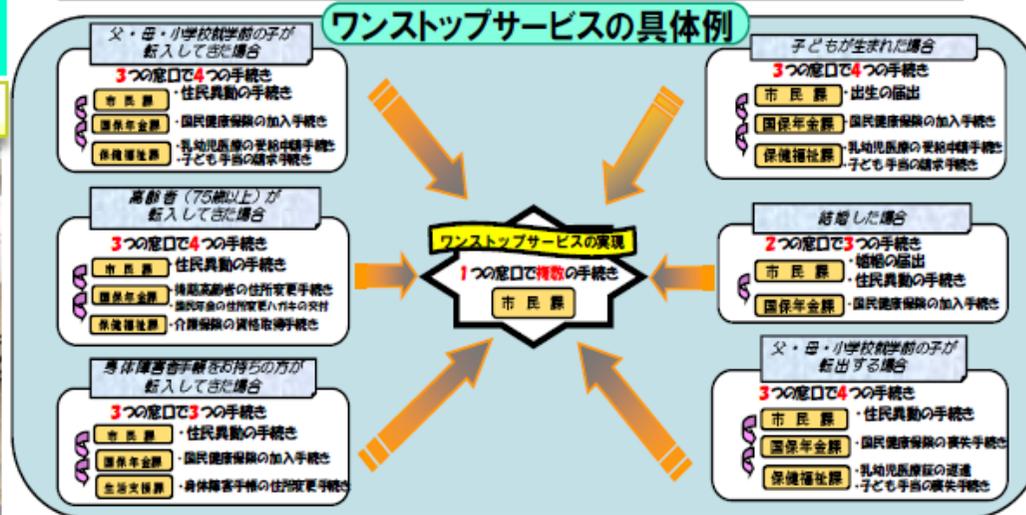
### 事例2: 北九州市

より分かりやすく便利な窓口をめざして  
 —小倉北区役所でワンストップサービスを先行実施!!—

#### サービス概要

引越しや出産等による住民異動や戸籍の届出とあわせて、国民健康保険や子ども手当など、保健福祉関係の手続きのうち定型的なものを一括して区役所市民課で受け付けます。(ただし、障害者やひとり親家庭に対する福祉サービス等、専門的な判断や相談が必要なのは各所管課で受け付けます。)

#### ワンストップサービスの具体例



#### 効果

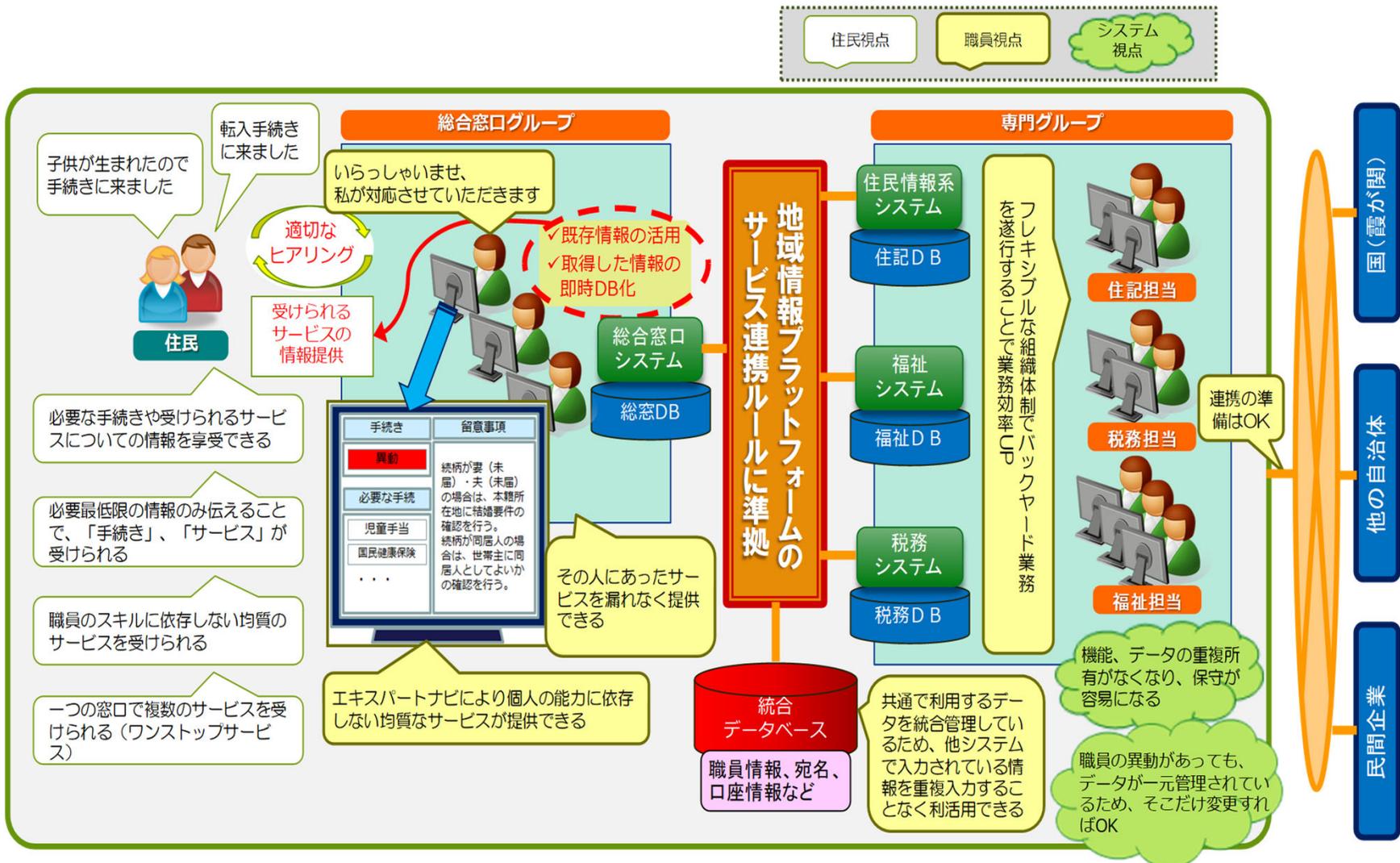
- <市民サービスの向上>
- ①利便性の向上  
 複数の手続きを一つの窓口で済ませることができます。
  - ②手続きの漏れ防止  
 新しいシステムの活用により、来庁者に必要な手続きを選定してご案内します。
- <業務の効率化>
- ・新システムによる業務支援



# 3. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の活用事例 (2)福岡県粕屋町

## 福岡県粕屋町の例

### 総合窓口による高度なサービス提供まで実現している例



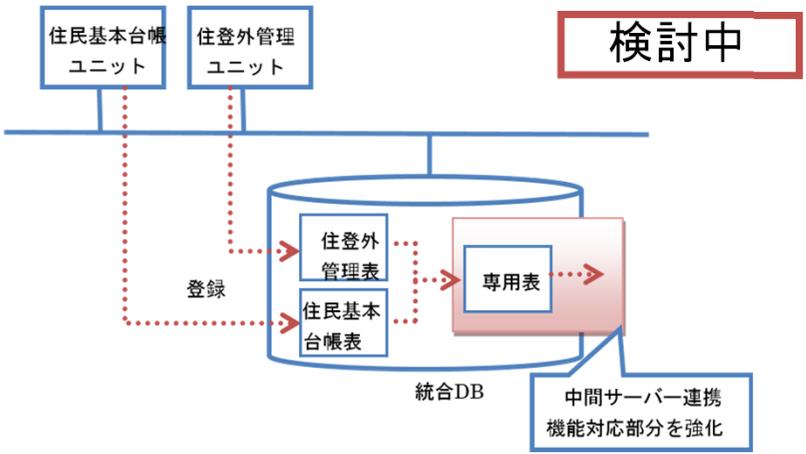
(粕屋町資料より)

# 4. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の拡張 (1)番号制度団体内統合宛名システム導入方針

## 中間サーバ連携機能実現方法の検討

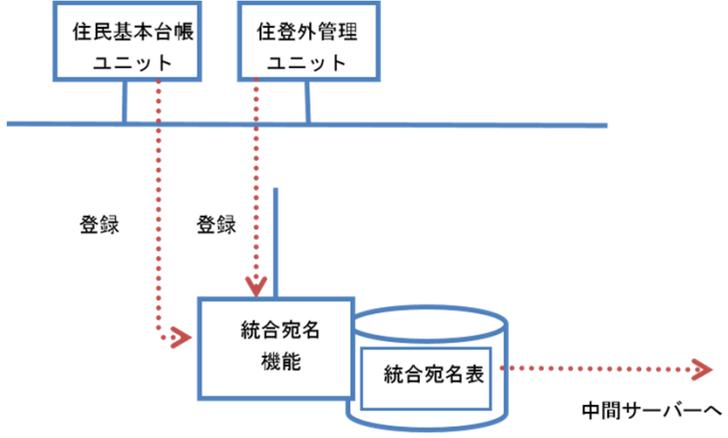
### 統合DBを活用する方式

統合DB機能に対して中間サーバ連携のための機能強化を行い対応する方法

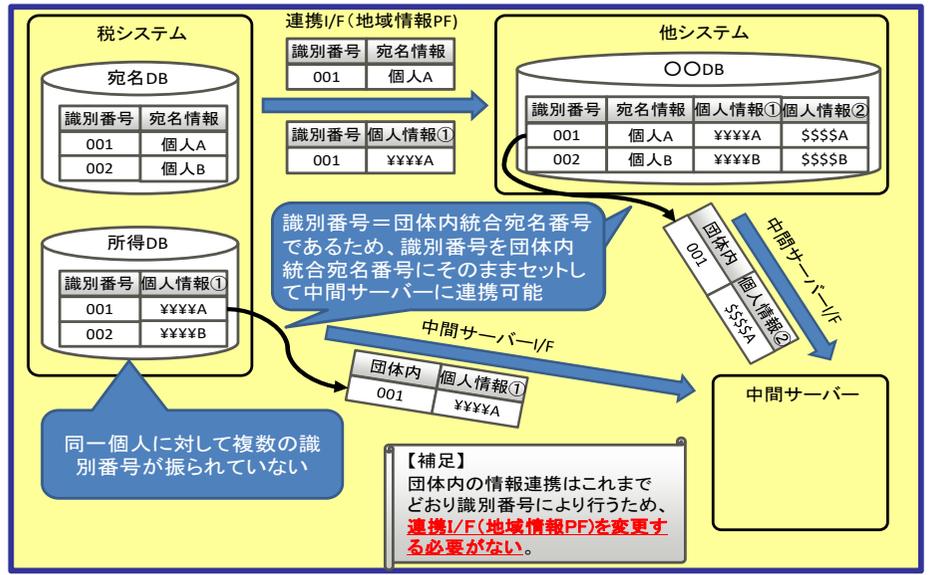


### 専用の統合宛名機能を導入する方式

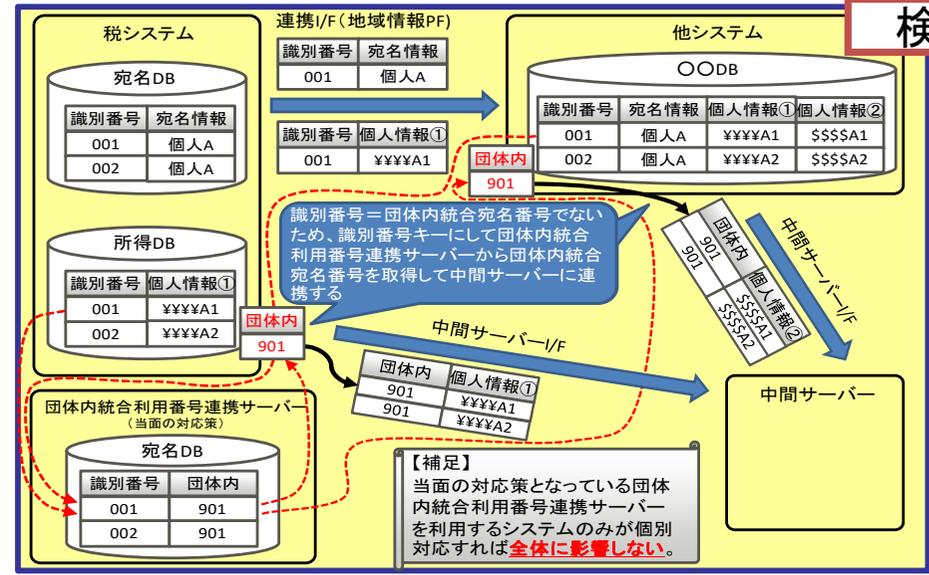
あらたに「統合宛名機能」を定義しそれを導入する方式



## 団体内統合宛名番号の対応方法検討



識別番号と団体内統合宛名番号が同じ値となるパターン



識別番号と団体内統合宛名番号が異なる値となるパターン

## 4. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の拡張 (2)被災者支援と地域情報プラットフォーム標準仕様①

### 災害対策基本法等の改正 (H25.6)

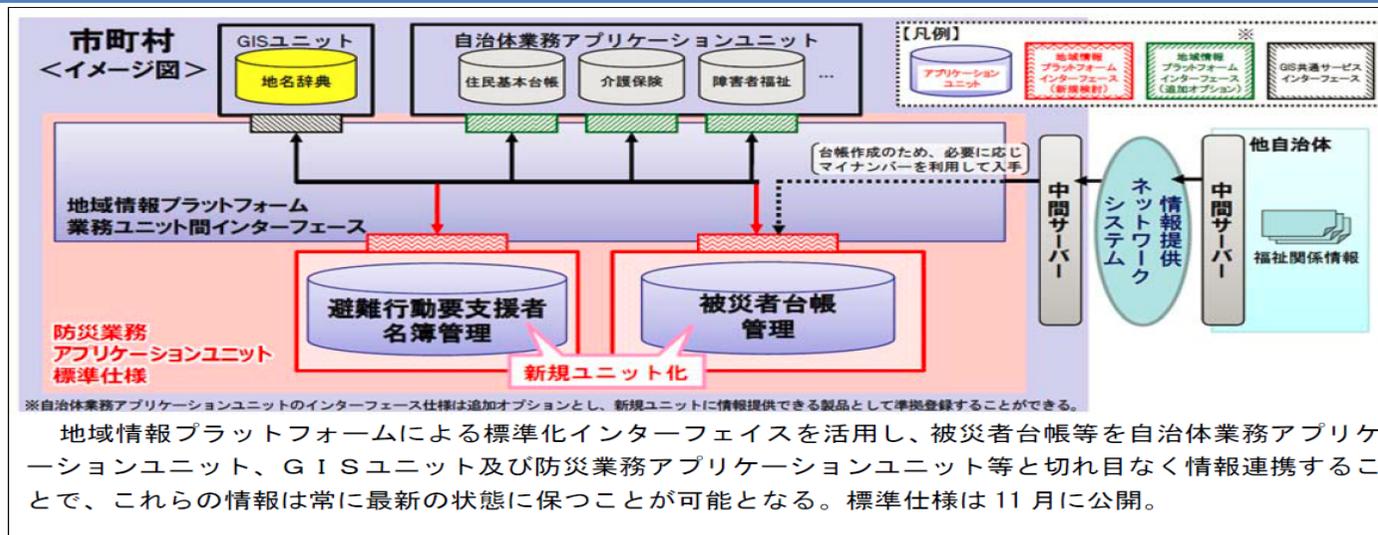
- H25.6の災害対策基本法等の一部改正を受け、災害対策基本法において、各地方公共団体においては、①避難行動要支援者名簿の作成の義務化、及び②被災者台帳の整備（義務ではない。）を行うこととされた。

### 地域情報プラットフォーム標準仕様(防災業務アプリケーションユニット)(H28.11)

- これらの管理を行うシステムがより効果的に活用できるように、以下の標準仕様をH28.11に策定・公開。H29.7に準拠登録。
  - 「**避難行動要支援者名簿管理**」→「避難行動要支援者管理システム」(西宮情報センター)
  - 「**被災者台帳管理**」→「被災者支援システム」(J-LIS(登録元)、西宮情報センター(サポート委託先))

### 内閣府防災との連携

- 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告書)」H28.11(中央防災会議 防災対策実行会議・熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ)において、「被災者台帳に係るデータについて、各システム間で受渡しをする際の入出力形式等の標準化などが進められるべきである。」として、両標準仕様について紹介。



### 参考

#### 【災害対策基本法】

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「**避難行動要支援者名簿**」という。)を作成しておかなければならない。

第九十条の三 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「**被災者台帳**」という。)を作成することができる。

## 4. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の拡張 (2)被災者支援と地域情報プラットフォーム標準仕様②

### ①「避難行動要支援者名簿管理」に係る標準仕様

#### 避難行動要支援者名簿

- 障害者や要介護者等の「避難行動要支援者名簿」は、地方公共団体において、**通常年度当初に作成**。
- 障害者や要介護者については、介護認定や障害者手帳の情報等、**必要に応じて月次等に更新**。災害時等に備え、現行化しておく必要がある。

#### 避難行動要支援者名簿管理

- 避難行動要支援者名簿管理に係る地域情報プラットフォーム標準仕様は、介護や障害者福祉等の**自治体基幹系システムとの情報連携を行うことで、効率的かつ正確な避難行動要支援者名簿の管理（現行化）を可能とするためのルール**。
- 業務および関係団体間で発生する情報を整理し、インタフェース（情報の収集ルール・方法）を決めたもの。
- 「避難行動要支援者名簿」をシステム化し、自治体基幹系システムともに地域情報プラットフォームに準拠することで、当該システムで扱っているデータを連携し、避難行動要支援者名簿管理の効率化に寄与することが可能となる。

### ②「被災者台帳管理」に係る標準仕様

#### 被災者台帳

- 被災者台帳は発災後に作られる名簿であるが、**平時からデータとして住民基本台帳情報や介護支援等の情報を連携できる準備（訓練）をすることで、当該情報について発災時の正確かつ最新の情報取得により発災後の効率的な運用が可能**。

#### 被災者台帳管理

- 被災者台帳管理に係る地域情報プラットフォーム標準仕様は、「被災者台帳」の作成に当たって、住民基本台帳や、介護、障害者福祉等の**自治体基幹系システムとの情報連携を行うことで、効率的かつ正確な「被災者台帳」の作成・管理を可能とするためのルール**。
- 業務および関係団体間で発生する情報を整理し、インタフェース（情報の収集ルール、方法）を決めたもの。
- 自治体基幹系システムが、地域情報プラットフォームに準拠していれば、当該システムで扱っているデータを連携し、被災者台帳作成・管理の効率化に寄与することが可能。  
※内閣府が進める被災者台帳の標準化との整合性も考慮。



#### 【基幹系システムとの連携】

避難行動要支援者名簿管理ユニット及び被災者台帳管理ユニットは、共に、住民基本台帳をはじめ、障害者福祉、介護保険等の情報を活用する。また、被災者台帳の作成に、避難行動要支援者名簿のデータを活用することが考えられる。このため、これら情報連携のデータ項目などの共通化を図る。

## 4. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の拡張 (3)校務の情報化と地域情報プラットフォーム標準仕様

### 校務の情報化

- 校務事務の効率化を目指すこととして、学校内や団体間（教育委員会・学校・自治体間、学校間等）におけるデータ連携に関する標準仕様を策定。
- 学習者情報（指導要録等※1）及び学校保健情報（健康診断票等）について、小中学校版※2と高等学校版※3の二つを策定。

#### 【学習者情報】

学習者（生徒）の情報を、それぞれの学校内や団体間において、1個人単位でのデータ連携を可能とし、教育支援活動の向上に寄与することが目的。

#### 【学校保健情報】

学校が個々に保有する児童・生徒の保健情報を、それぞれの学校内や団体間において、1個人単位でのデータ連携を可能とし、学校保健活動の向上に寄与することが目的。

- ※1 指導要録等：学籍、指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの。学校教育法施行規則第24条第1項により、各学校の校長はこれを作成しなければならない旨が定められている。
- ※2 小中学校版：公立の小学校・中学校、小学校・中学校の特別支援学級、特別支援学校（小学部・中学部）を対象とする。
- ※3 高等学校版：公立の高等学校、高等学校の特別支援学級、特別支援学校（高等部）を対象とする。

## 5. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」に関するAPPLIC((一財)全国地域情報化推進協会)の活動

- ◆ 総務省は、(一財)全国地域情報化推進協会 (APPLIC) と連携して自治体業務システムに係る標準化の推進等を通じて、地域情報化を促進。
- ◆ APPLICにおいては、以下の委員会体制により、システムの標準化や自治体に取り組むべき新たな課題に対応。

### 【APPLICの委員会活動】

#### 標準推進委員会

(委員長:齊藤 忠夫 東大名誉教授  
副委員長:北九州市、(株)日立製作所)

〔地域情報プラットフォーム標準仕様の  
開発・保守・普及〕

標準仕様WG  
(主査:富士通)

GIS-WG  
(主査:国際航業)

教育・校務WG  
(主査:NTT東日本)

#### 【アドバイザー】

大山 永昭:東工大教授、柴崎 亮介:東大教授  
須藤 修:東大教授、  
藤村 裕一:鳴門教育大準教授  
目黒 公郎:東大教授

#### 【会員】

399(2020年6月24日現在)

#### ICT利活用地域イノベーション委員会

(委員長:三友 仁志 早稲田大教授  
副委員長:徳島県、千葉市、NTTコミュニケーションズ)

〔地域課題の解決に向けたICT利活用に  
係る調査・検討・普及〕

インフラ・プラットフォームWG  
(主査:森川 博之 東大教授)

ICT利活用WG  
(主査:後藤 玲子 茨城大教授)

#### 【アドバイザー】

國領 二郎:慶応大常任理事  
坂本世津夫:愛媛大教授、実積 寿也:中央大教授  
庄司 昌彦:武蔵大学社会学部メディア社会学科教授  
須田 裕之:筑波技術大学名誉教授  
山本 隆一:MEDIS理事長

#### 【会員】

439(2020年6月24日現在)

## 5. (参考)



一般財団法人 全国地域情報化推進協会

アプリック

(APPLIC: The Association for Promotion of Public Local Information and Communication)

### 活動概要

- 自治体の情報システムの抜本的改革、地域における多数の情報システムをオープンに連携させる基盤(地域情報プラットフォーム標準仕様)の開発・普及
- 公共アプリケーション (防災、教育等) の整備促進
- ICT利活用による地域情報化の提案
- 人材育成 (研修)、セミナー等の開催による地域情報化の普及促進

### 組織

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>会長・副会長・顧問 (2020年6月11日現在)</u></li> <li>・会長 東原 敏昭 ((株)日立製作所 取締役 代表執行役 執行役社長兼CEO)</li> <li>・副会長 飯泉 嘉門 (徳島県知事)</li> <li>・副会長 小林 充佳 (西日本電信電話(株) 代表取締役社長)</li> <li>・顧問 室井 照平 (福島県会津若松市長)</li> <li>・顧問 清水 雅文 (愛媛県愛南町長)</li> <li>・顧問 國領 二郎<br/>(慶應義塾 常任理事、慶應義塾大学 総合政策学部 教授)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>評議員 (2020年6月11日現在)</u></li> <li>11名</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>事務局 (2020年6月11日現在)</u></li> <li>事務局長 松村 浩</li> <li>他職員10名</li> </ul> |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>理事・監事 (2020年6月11日現在)</u></li> <li>理事長 (非常勤) 利根川 一</li> <li>他理事 (常勤1名、非常勤13名)</li> <li>監事 (非常勤) 2名</li> </ul> |  |

### 会員

- 特別会員626：地方公共団体等、学識経験者 (会費なし。)
- 普通会員 98：法人、個人、協会等任意団体で、各種委員会に参加 (1口50万円以上)
- 賛助会員113：法人、個人、協会等任意団体で、情報提供のみ (1口5万円以上)
- 計837 (2020年6月23日現在)

### 経常収支(2020年度見込み)

- 収入：約1.5億円 (会費収入：0.7億円、事業収益等：0.8億円)
- 支出：約1.4億円 (事業費 (委員会活動等)：1.1億円、管理費 (給料手当、賃貸料等)：0.3億円)

## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」 (1) 地方公共団体情報システムに関する経緯と現状

### 1. 地方公共団体におけるこれまでの取組

- 地方公共団体は、電子自治体の取組みを進めるに当たり、個別に情報システムを開発・調達してきた。
- 同様の業務であっても、地方公共団体によりその処理方法（業務フロー）に差異があり（例：都度オンライン処理を行うor夜間にバッチ処理を行う）、独自仕様の情報システム（大型汎用機（メインフレーム）等）を庁舎内に設置。
- 近年は、既製品のパッケージソフトも普及しつつあるが、各地方公共団体は従来の業務フローにあわせたカスタマイズを加える傾向にある。

### 2. 政府が推進する取組

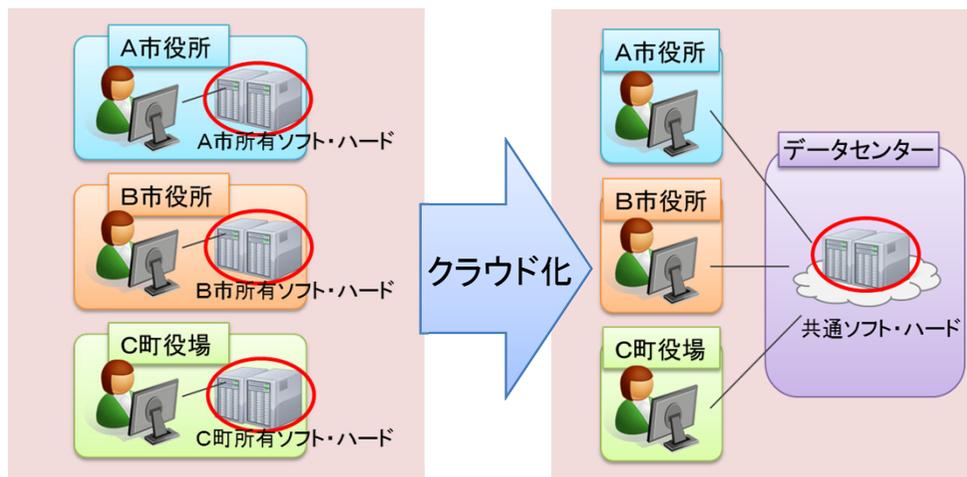
- 政府は、市区町村の基幹系業務（※）システムについて、複数団体共同で外部のデータセンターで管理・運用する取組（「自治体クラウド」）を推進

※住民基本台帳、税務、国民健康保険、国民年金、福祉

#### 自治体クラウド導入の効果

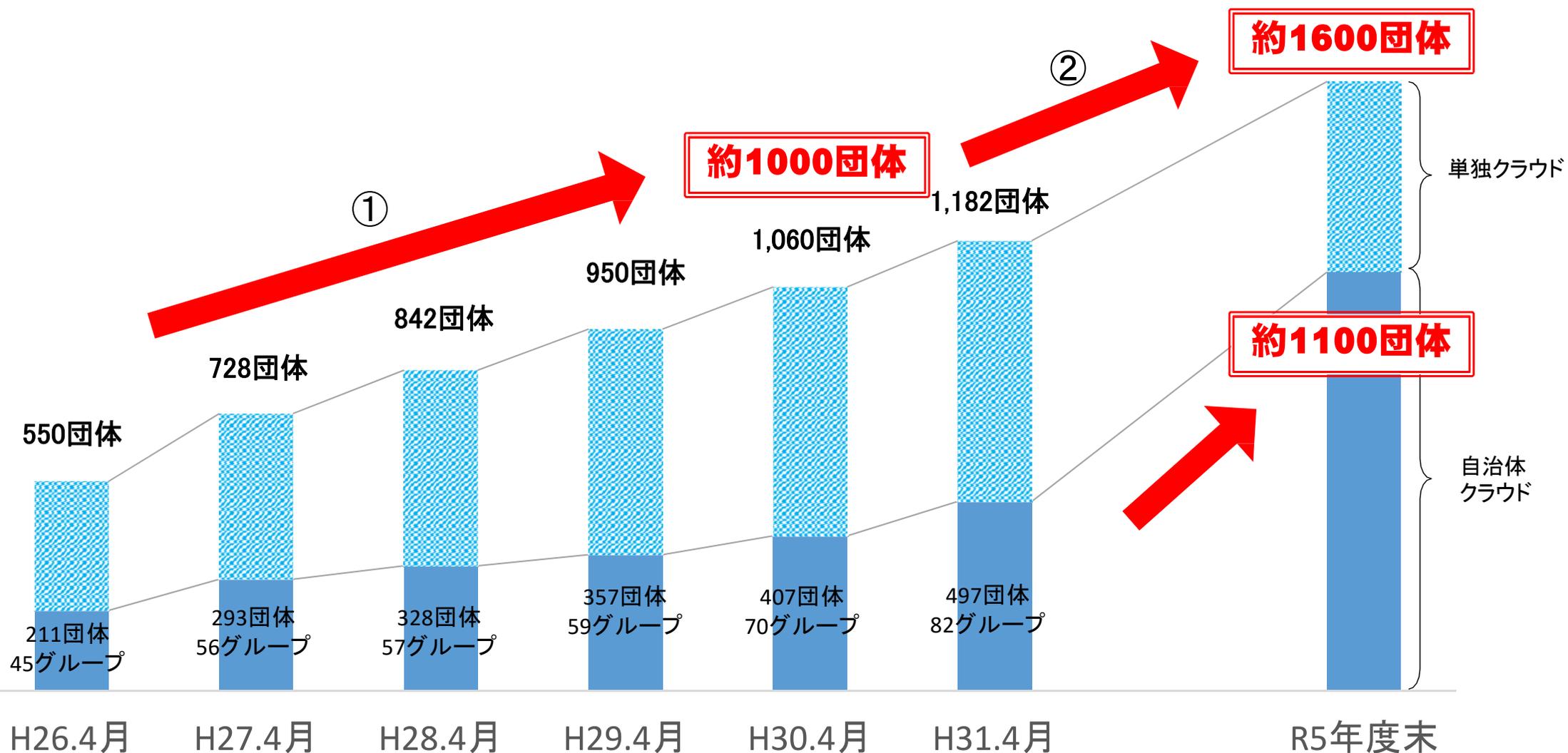
- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド導入により削減された費用や人的資源を他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となる。



## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」 (2)クラウド導入市区町村数の推移

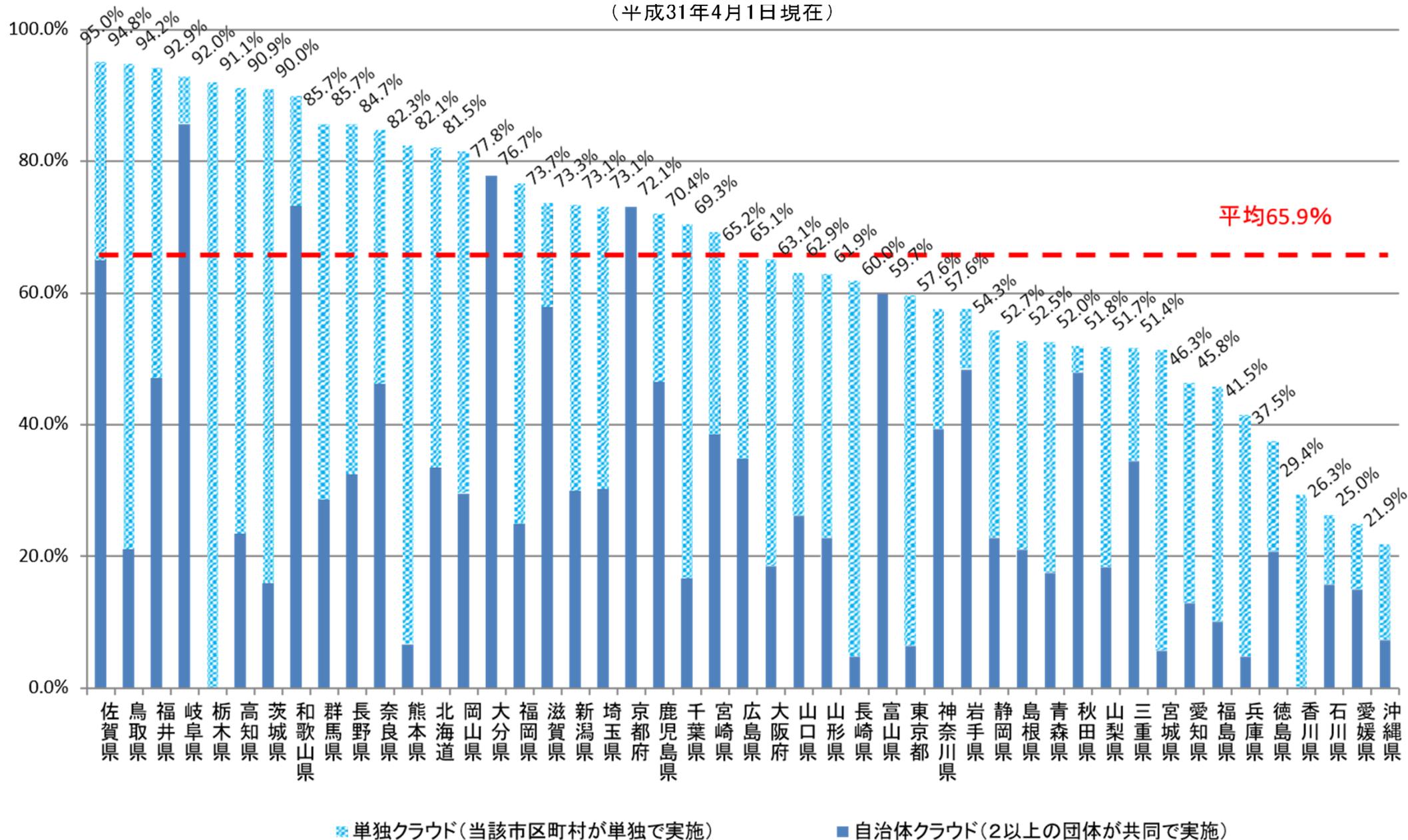
- ① 「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- ② 「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年6月15日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」 (3)各都道府県毎のクラウド導入状況

### クラウドを導入している域内市区町村の割合

(平成31年4月1日現在)



## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」(4)「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」①

### ■ 自治体クラウドの推進に当たっても、地域情報プラットフォーム標準仕様は有効。

- 地域情報プラットフォーム標準仕様は、異なるベンダーによる業務システム間の連携をスムーズに行うための約束ごと。
- 中小規模の自治体（人口規模30万人未満）においては、複数業務を一つにまとめたall in one PKGを利用している場合がある。同PKGで提供されている業務同士の情報連携においては、地域情報プラットフォーム標準仕様がなくても運用可能。
- 中小規模の自治体は、大規模自治体と比較してall in one PKG利用が多く、自治体クラウドが進みやすい、との話があるが、all in one PKGとしてまとめてクラウド化しやすいことによる。一方、規模の大きい自治体は業務ごとにシステムがあるため、クラウド化は段階的。

### ■ ただし、中小規模の自治体であっても、全ての業務を一つのall in one PKGで対応していることはない。例えば、①国保・年金・税がone PKGだとしても、②住基は別ベンダーの別システムといった場合は、①と②の情報連携が必要であり、その際、①と②がともに地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していれば情報連携はスムーズ。

### ■ つまり、業務システムの置き場所がクラウドであってもオンプレミスであっても、またクラウドの場合、単独クラウドであっても共同クラウドであっても、異なるベンダーによる業務システム間の情報連携が発生する場合、地域情報プラットフォーム標準仕様を活用することにより、スムーズな情報連携が可能。

※全ての自治体が、単一ベンダーによる、全ての業務を網羅したall in one PKGを利用すれば地域情報プラットフォーム標準仕様は不要だが現実的にはありえない。

※クラウドについていえば、

①住基と税のonePKGはH社のクラウドシステムを、A市とB市が共同利用

②国保と年金のonePKGはN社のクラウドシステムを、A市とC市が共同利用

といった場合、A市については、①と②の情報連携が、B市とC市も①と自庁（又は別のクラウド）、②と自庁（又は別のクラウド）との情報連携は発生することから、地域情報プラットフォームは必要。

## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」(4)「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」②

- 自治体クラウドは、自治体側からすれば、① **共同利用によるITコスト低減**、および② **団体間サービス連携の実現による住民サービス向上**の2点が、とくにメリット。
  - ①の実現のためには、各自治体の現行業務の運用の見直し&改善（BPR）を行い、自治体クラウドへ参加する各自治体が共通的に利用できる効率的な業務サービス（システム）を確立する必要があるが、**地域情報プラットフォーム標準仕様という公の共通仕様をベースに整理をしておくことで、クラウド化（＝業務の共通化）が非常に進め易くなる**というメリットがある。
  - ②については、**自治体同士の間**（つまり、自治体クラウド同士の間）、**国と自治体の間**（つまり、国と自治体クラウドの間）、および**民間と自治体の間**（つまり、民間機関と自治体クラウドの間）**における各種業務サービス連携（インタフェース）を標準化しておき、各自治体クラウドや関連団体がそれを実装することで、実現につながる**。このような、**団体間のサービス連携に関する公の標準仕様（約束事）として、地域情報プラットフォーム標準仕様を策定**。
- **地域情報プラットフォーム標準仕様は、自治体内部、および自治体と外部団体間の各業務サービス連携に必要となる技術・業務面における論理的な約束事であるので、自治体クラウドのような業務サービス利用形態においても等しく活用可能**。自治体クラウドにおいても、自治体の各業務サービス間のデータ連携が必要となる点は、各自治体内部にて業務システムを運用する場合と基本的に変わりがなく、そこへ地域情報プラットフォーム標準仕様を活用可能。また、外部団体同士（自治体間、自治体と国の間、自治体と民間機関の間等）の業務サービス連携については、各自治体クラウドと外部団体との間の連携という形態になり、地域情報プラットフォーム標準仕様のような全国一律の標準仕様を、各自治体クラウドを含めた外部団体間にて活用することが必要となる。自治体クラウドと地域情報プラットフォーム標準仕様の関係は、たとえば言うならば、**自治体クラウドは業務サービス利用を実現するための一つの器の形**であり、**地域情報プラットフォーム標準仕様はその中身の一部**であるとも言える。

## 6. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と「自治体クラウド」 (5)地域情報プラットフォーム標準仕様準拠の自治体クラウドの導入状況と事例

### 奈良県基幹システム共同化検討会の事例

1. 対象自治体:奈良県内の2市5町※(人口約23万人) ※香芝市、葛城市、川西町、田原本町、上牧町、広陵町、河合町
2. 対象業務、導入時期:住民情報系、税務、国保、年金、福祉医療系、介護などの22業務ユニットについて、平成23年度から25年度にかけて順次導入予定
3. システムの方式:ノンカスタマイズのアプリケーションパッケージ利用
4. データセンター:NECデータセンターでの集中運用 ※通信回線はLG-WAN利用
5. 効果
  - (1) サービス向上効果:システム保守関係職員のリソースを住民向けサービスに積極的にシフト 等
  - (2) 業務改革支援効果
    - ① 財源創出効果:平均50%のコスト削減見込み(汎用機利用の団体で69%、オープン化していた団体でも31%の削減)
    - ② 定数創出効果:各町村には原則としてシステム開発・運用要員は不要。
  - (3) その他:制度改正等への一括対応やBC(事業継続)／DR(災害対策)の構築

出典:奈良県河合町総務課、NEC

### 神奈川県町村情報システム共同化推進協議会の事例

1. 対象自治体:神奈川県内の全町村(14町村※ 人口約30万人)
 

※葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
2. 対象業務、導入時期:住民記録、住民税、国保資格、財務会計等の46業務(印刷、配送業務を含む)
3. システムの方式:フルパッケージ(ノンカスタマイズ)のマルチテナント対応により、他の自治体の単独追加参加も可能
4. データセンター:湘南データセンター(日立 神奈川県中井町)、NECデータセンター※通信回線は広域イーサネット活用  
(ネットワークの集中監視を含む)
5. 効果
  - (1) サービス向上効果:総合窓口対応機能・業務フローサポート機能 等
  - (2) 業務改革支援効果
    - ① 財源創出効果:43%のコスト削減(各団体▲60%～▲30%、運用要員の人件費は含まない)※データ移行コストは含まない。サーバ等は保有しない。
    - ② 定数創出効果:各町村には原則としてシステム開発・運用要員は不要。
  - (3) 今後の拡張性の確保:制度改正等へは一括対応。

出典:総務省資料をもとに一部修正

# 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (1)官民データ活用推進基本法

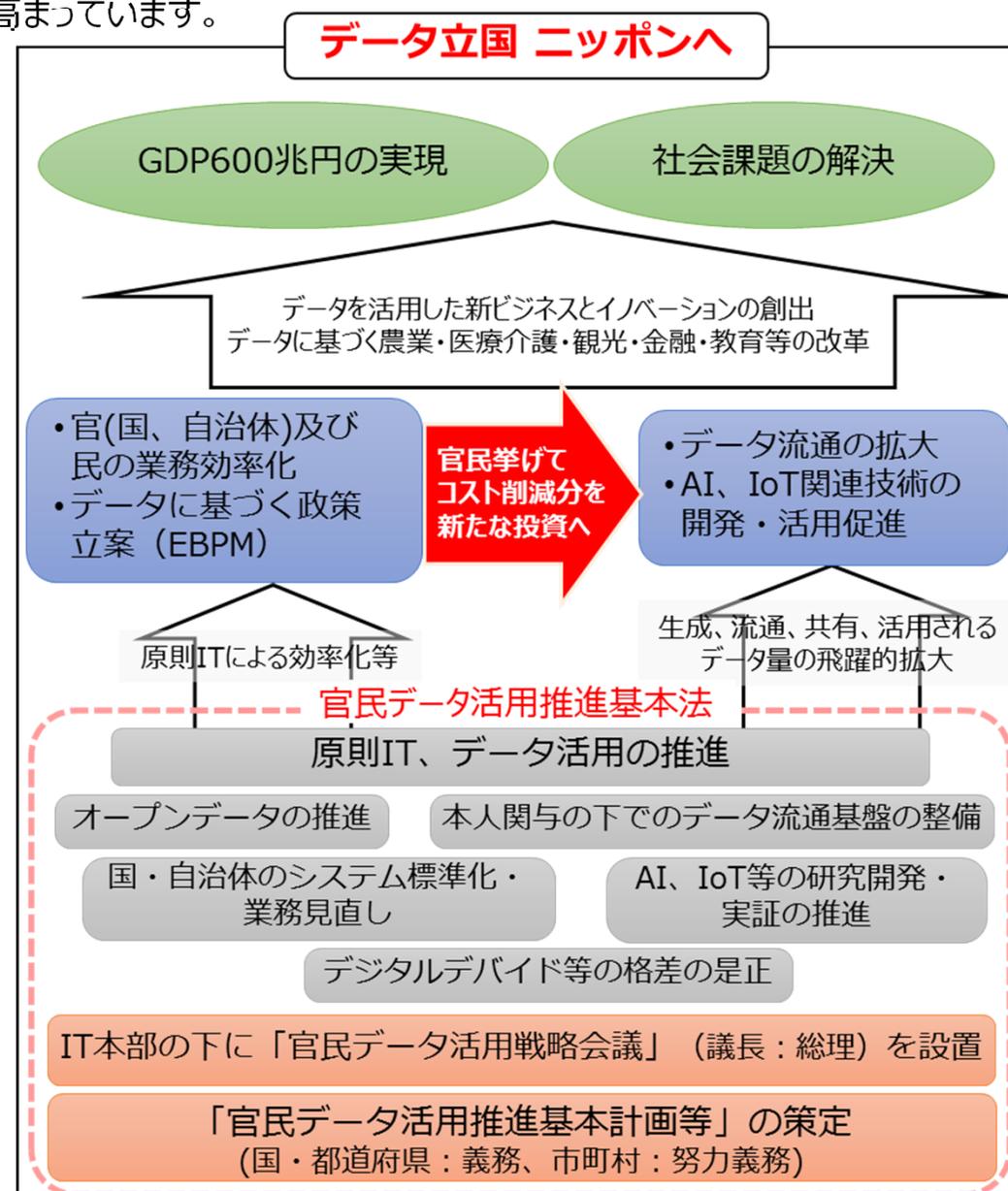
## 官民データ活用推進基本法が施行されました

- 近年、スマートフォンやIoTの普及により、様々なデータがビッグデータとして蓄積されつつあり、その流通を促進し「データ」の積極活用を社会全体に広げることで、社会課題の解決が図られる可能性が高まっています。
- また、今後、社会基盤として活用が期待されるAIの推進に当たって、AIに投入する「データ」を質・量ともに向上・増大させて流通させることが、必要です。
- さらに、超少子高齢社会を迎え様々な課題を抱える我が国では、勘と経験ではなく、様々な「データ」に基づき政策を進めることが必要です。
- このような「データ」の重要性の高まりを踏まえ、「官民データ活用推進基本法」が制定されました。

### <官民データ活用推進基本法の制定経過>

平成28年

11月25日	衆議院内閣委員会	賛成多数をもって、起草案を成案とし、委員会提案の法律案とすることを決定
29日	衆議院本会議	賛成多数をもって可決
12月 6日	参議院内閣委員会	賛成多数をもって可決
7日	衆議院本会議	賛成多数をもって可決
14日	官報公布・施行	



**目的** インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

## 第1章 総則

- ◆「**官民データ**」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
  - ※1 電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
  - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。
- ◆ **基本理念**
  - ① IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
  - ② **自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
  - ③ **官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
  - ④ 官民データ活用の推進に当たって、
    - ・ **安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること（3条4項）
    - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）
    - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）
    - ・ **多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**（3条7項）
    - ・ **AI、IoT、クラウド**等の先端技術の活用（3条8項）
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）**
- ◆ **法制上の措置等（7条）**

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

## 第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆ 地方公共団体への協力（27条）

## 附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

## 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (3) 地域情報プラットフォーム標準仕様と官民データ連携

### 官民データ活用推進基本法第15条1項の具体的な施策の例

- 国におけるこれまでの行政情報システム改革・業務改革の取組を更に徹底するとともに、その成果を全国に横展開することにより、地方公共団体における改革の推進を支援。削減されたコストや投入されていた人的資源を地方公共団体の他の公共サービス（例えば、行政窓口サービス等）の質の向上やセキュリティ対策強化等に活用。
- **国や地方公共団体の業務システムにおいて共通的に導入できる規格の策定（地域情報プラットフォーム等）、導入促進。**
- 情報システムの導入に当たっては、文字情報基盤や共通語彙基盤等の情報連携基盤に準拠することにより、相互運用性の確保と情報のオープン化を推進。
- Webサイト等における行政情報の発信や、情報システムの導入の際に、積極的にAPIを整備することにより、民間事業者等による再利用を促進。
- 紙媒体で保存・運用されている基盤となる行政情報（各種台帳等）について、デジタルデータ化を推進。
- 自治体クラウド導入と自治体間連携の実施（例：沿岸部と内陸部に立地する遠隔地の自治体でグループを形成し、災害時に相互連携）により、災害に強い情報基盤の構築や、情報セキュリティ水準の向上を実現。
- 自治体クラウドの導入に当たって、業務を見直すことで、ノンカスタマイズにより対応し、コストを削減。
- システム共同利用により、ベンダー交渉の窓口を一本化し、交渉力の強化や担当者の作業負担を軽減。 等

地域情報プラットフォームにおいては、**どの業務システムに、どのようなデータがあるかが整理**されているため、今後、官民データ連携の検討に当たり、地方公共団体とのデータ連携に当たっては、**地域情報プラットフォームをベースにすることで、効率的な議論が可能**。

(例)

個人住民税情報	市区町村民税額、合計所得額、扶養人数 etc.
国民健康保険情報	国保記号番号、資格区分 etc.
障害者福祉情報	各種手帳情報、身体障害者療護施設入退所情報 etc.
後期高齢者被保険者情報	被保険者番号、被保険者資格取得事由 etc.
介護保険資格-高額給付情報	被保険者番号、要介護状態区分、高額給付情報 etc.
児童手当情報	要件児童数、児童数3歳未満、児童数3歳以上小学校修了前 etc.
生活保護情報	生保受給開始年月日、生活保護救護施設入退所情報 etc.
乳幼児医療情報	受給者証番号、乳幼児医療申請事由、資格区分、認定情報 etc.
ひとり親医療情報	受給者証番号、ひとり親医療申請事由、認定情報 etc.
児童扶養手当情報	資格区分 etc.
児童生徒健康診断票情報	発達測定、視力、張力、心臓 etc.

## 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (4)世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

令和2年7月17日に、**官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第8項**の規定に基づき、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめた「**世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画**」が閣議決定。

本文書は、**本文・別表（各府省庁等の施策と官民データ活用推進基本法 第3章（基本的施策）の各条との関係を示したもの）**・用語集によって構成され、**官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国の行政機関における官民データ活用に関する事項、官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策等**について記載。

本計画の別表には、「地域情報プラットフォーム」について以下のとおり記載。

### 地域情報プラットフォーム標準仕様

#### No. 7-07

- **施策名**：地域情報プラットフォームの拡充・普及
- **KPI（進捗）**：システムの調達実績のある地方公共団体における**仕様書への記載率**
- **KPI（効果）**：地方公共団体における**準拠製品の導入率**
- **課題・取組概要（スケジュール・効果）**：
  - 地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、コスト削減及び業務の利便性向上に寄与するため、地方公共団体への導入促進が必要。
  - 令和2年度も引き続き各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率、利用率の向上を図るとともに、今後作成される自治体情報システムの標準仕様書を踏まえ、データ連携標準の見直しについて必要な支援を行う。
  - これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を推進。
- **第3章基本的施策の条**：第15条1項及び2項に主に該当

#### （参考）

#### **官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（抜粋）**

（情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等）

第15条 国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、**自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し**その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、**国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備**その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (5)市町村官民データ活用推進計画①

平成29年10月10日に、**官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条**の規定に基づき、地方の官民データ活用推進計画策定に資するため、内閣官房IT総合戦略室より「**地方の官民データ活用推進計画策定の手引**」が公表。

地方の官民データ活用推進計画策定の手引は、**都道府県官民データ活用推進計画策定の手引**、**市町村官民データ活用推進計画策定の手引**、事例集、用語集にて構成され、地方公共団体が地方の官民データ活用推進計画を策定する際の指針となるもの。

(参考)

**官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）（抜粋）**

**（都道府県官民データ活用推進計画等）**

第9条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下この条において「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県官民データ活用推進計画又は市町村官民データ活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 市町村官民データ活用推進計画策定の手引(令和元年10月11日改訂)

「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」においても同様の記載あり。

## II 市町村官民データ活用推進計画の雛型

### 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、〇〇市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、**地域情報プラットフォーム標準仕様**、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

# 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (5)市町村官民データ活用推進計画②

## 地域情報プラットフォーム

(令和元年10月11日改訂)

### II 市町村官民データ活用推進計画の雛型

#### 6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

#### 5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

#### ◎ 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のためのAPIも規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成29年4月1日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様準拠すること、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

#### <KPI>

- 地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数26））
- 同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数26））

#### <スケジュール>

- システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

#### 【対応する国の施策】

#### ● 地域情報プラットフォームの普及・推進

- 地域情報プラットフォームについて、運用効率の改善を含めた導入効果の検討が必要。
- 地方公共団体内のシステム間のデータ連携項目の標準を定めている「地域情報プラットフォーム」を見直し、カスタマイズの原因となっているデータ項目の洗い出しや追加等を行う。
- これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を進め、運用効率の改善を推進。

## 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (5)市町村官民データ活用推進計画③

### 地域情報プラットフォーム

#### Ⅲ 市町村の施策に関する国の施策一覧

##### No.52

#### ● 施策名：地域情報プラットフォームの拡充・普及

● KPI（進捗）：システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率

● KPI（効果）：地方公共団体における準拠製品の導入率

#### ● スケジュール・効果：

- 地域情報プラットフォームについて、運用効率の改善を含めた導入効果の検討が必要。
- 地方公共団体内のシステム間のデータ連携項目の標準を定めている「地域情報プラットフォーム」を見直し、カスタマイズの原因となっているデータ項目の洗い出しや追加等を行う。
- これにより、地方公共団体における地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を進め、運用効率の改善を推進。

● 対応する柱：情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

● 市町村官民データ活用推進計画掲載時期：平成29年度から

● 市町村の取組により期待される効果：行政の効率化・コスト削減

#### ● 市町村等への支援策：

地域情報プラットフォームの認知度・普及率向上のため、地域情報プラットフォーム標準仕様書の公開・運用を行っている一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）と連携し、以下の支援を実施

- ・ 各種セミナー等の実施
- ・ 民間有識者等から構成されるアドバイザーの派遣
- ・ 運用コスト等の削減効果の検討

#### ● 参考URL：

（「地域情報プラットフォーム」の普及促進） [https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html)

（一般財団法人全国地域情報化推進協会） <https://www.applic.or.jp/>

● 国の施策番号：07-20

● 府省庁名：◎総務省

# 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (6) 成長戦略実行計画

## 成長戦略実行計画（令和2年度革新的事業活動に関する実行計画）（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

### I. Society5.0の実現

#### 6. 個別分野の取組

##### iii) スマート公共サービス

##### ② 地方公共団体のデジタル化の推進

2020年度	2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
自治体クラウドを推進しつつ、より広域的なクラウドへの移行促進 広域クラウドを進めるための具体的な方向性を示す 左記具体的な方向性に基づいて、地方自治体の広域クラウドへの移行を推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	・2020年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を300とすることを旨とする
地方公共団体の情報システムの標準化の推進 法制上の措置をはじめとする総合的な対応について結論を得る。 左記結論を踏まえた必要な措置 地方公共団体の情報システムの標準化及び業務プロセスの標準化モデルの構築 自治体業務システムの標準化を踏まえた地域情報プラットフォーム標準仕様等の抜本的な見直し					

## 7. 「地域情報プラットフォーム標準仕様」と各種政府戦略 (7) デジタル・ガバメント実行計画及び総務省デジタル・ガバメント中長期計画

### デジタル・ガバメント実行計画 (令和元年12月20日 閣議決定) (抜粋)

#### 11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

##### 11.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

#### (3) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進(◎総務省)

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、費用削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率・利用率の向上を図るとともに、自治体システムのデータ連携の標準に係る現状の課題と今後の方針について検討を行う。

KPI: 地方公共団体における準拠製品の導入率(地域情報プラットフォーム)

KPI: 地方公共団体における利用率(中間標準レイアウト)

### 総務省デジタル・ガバメント中長期計画 (令和2年3月31日改定) (抜粋)

#### IV. 価値を生み出すITガバナンス (6) デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組

#### 4) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、費用削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率・利用率の向上を図るとともに、自治体システムのデータ連携の標準に係る現状の課題と今後の方針について検討を行う。

KPI: 地方公共団体における準拠製品の導入率(地域情報プラットフォーム)

KPI: 地方公共団体における利用率(中間標準レイアウト)